

## 典拠資料について

### AA～AE、AH、AM（十組問屋）

AA 菱垣廻船積仲間

AB 江戸十組諸問屋

AC 菱垣廻船積仲間江戸十組仲間名前記

AD 諸問屋名鑑(文政元)

AE 諸問屋名鑑(文政2)

AH 江戸十組問屋附

AM（十組問屋）東京市中各種問屋組合仲買人書上帳、石問屋・地廻酒問屋・花松問屋調書

AA、AB は、一枚物で、表裏二面に双六風に印刷されている。ともに「文化六己巳歳十一月吉旦」の年記がある。

AA は十組組別で、表面中央に「菱垣廻船積仲間、古方」裏面中央に「菱垣廻船積仲間、仮船方」の囲み表題があり、その囲みに接して中央から「壹番塗物店組」以下時計回りに配列されている。表面名前欄末尾に「永代橋掛り、深川元町名主佐藤忠右衛門、同所永代寺門前名主平野伊右衛門、南新堀町名主富田平兵衛、新大橋掛り、深川平野町名主平野甚四郎、同所海辺大工町名主海邊八左衛門、大川橋掛り、浅草西仲町名主関口吉左衛門、同所山之宿町名主三田三郎左衛門」と三橋掛り名主名が、表面名前欄の外に枠付きで「文化六己巳年二月永代橋新大橋大川橋渡銭不受取引受被為仰付并三橋會所御免」と三橋會所由来が記載されている。

AB は業種別で、表面裏面とも中央に「江戸十組諸問屋」の囲み表題があり、表面は中央から「薬種問屋」以下、裏面は同じく「雪踏問屋」以下時計回りに配列されている。欄外に貼紙で「諸問屋株式譲替之部」として四人が追加されている。表面名前欄の外に枠付きで「文化六己巳年七月御鑑札頂戴、同年八月於室町三丁目ニ町屋鋪拜領」とあり、裏面名前欄の外に枠付きで「三橋會所、西河岸町頭取枚本茂十郎、三橋會所掛り、本八丁堀名主岡崎十左衛門、新革屋町名主木村定次郎、呉服町名主樽屋三郎右衛門、本町三丁目名主益田文左衛門、西河岸町名主千柄清右衛門」と三橋會所役人名がある。

二種類の名鑑が同時に作成された事情については不明である。二種の掲載人数は同数ではない。

AC、AD、AE、AH は、十組問屋の業種別名鑑で、ともに横長小本。AC、AD、AE は同版で、AC をもとに改訂を施したものが AD、AE である。AH は版を異にした改版本である。AE に「諸問屋名鑑 全」とイロハ別の目次（イロハ字と丁数のみ）が一枚続きになった題

箋がある。東京薬事協会本には明朝活字体で「諸問屋名鑑 全」の題箋がある。このほか、各所に所蔵されている同種の名鑑は、管見の限りすべて後世の書き題箋である。そのため各種題箋名にしたがって伝えられている。すなわち「江戸十組問屋附」「江戸十組問屋帳」「江戸十組問屋便覧」「江戸諸問屋附」「江戸十組諸問屋」「諸問屋名鑑」「十組諸問屋銘鑑」「十組仲間問屋便覧」等である。三種とも、目次一丁のほか、本文丁付けは六十七丁まであるが、二十八丁が一、二、三の三丁ある。

刊記は、ACが「文化十癸酉年五月梓合、堀江丁一丁目浅井金助撰、彫工江戸橋元四日市町高松勘四郎」、ADが「文政元戊寅年改、浅井金助撰、鶴屋喜右衛門、竹川藤兵衛、山城屋佐兵衛、四日市松屋善八」、AEが「文政二己卯年、浅井金助撰、鶴屋喜右衛門、竹川藤兵衛、山城屋佐兵衛、四日市松屋善八」とある。AHは、巻頭に菱垣廻船積仲間の組織図と目次を載せ（四丁）、本文丁付けは五十二丁までである。

底本としたAE（三井文庫本）は第四十三丁が欠落している。本データベースでは東京薬事協会所蔵本で補い（「薬本」とした）、該当人名にはその旨を注記した。なお東京薬事協会所蔵本は、第二十五丁と五十丁が欠落している。ACの復刻本としては花咲一男編『諸国買物調方記・江戸十組問屋便覧・東京買物独案内』（渡辺書店、一九七二）がある。

ACに該当すると思われる書物の出版記録が「割印帳」（東京国立博物館所蔵）にみえる。「文化十一戊正月付け、墨付七十丁、全一冊、版元賣出し」とし、書名は「十組仲間名前付」、版元は山城屋佐兵衛・竹川藤兵衛となっている。

AMは、十組丸合組の一枚摺り、特殊形態の名鑑である。美濃版二枚継ぎ大で、一一業種の間屋名前が大小一一箇の傘状に枠取りされて配置されている。中央には円状の枠で「十組仲間、丸合組積合」という表題がある。傘枠地の内外とも色摺りされている。年記はなく、「庄三郎」の版元名がある。掲載名前を他の資料と対照して、安政頃の成立かと推測される。

（執筆 田中康雄）

## AF 十組株帳（十組問屋名前帳・問屋株帳）

十組問屋仲間の株式登記簿である。文政二年の成立で、以後の組合員の入退、異動が書き継がれている。東京大学経済学部図書館所蔵白木屋文書のうちにある。現在、全体は「問屋株帳」として扱われ、四五冊ある。基本的には一冊に一問屋組合で、一冊に二問屋仲間が四冊、一冊に三問屋仲間が一冊、下組分が二冊ある。なお下り蠟燭問屋は三拾軒組下り蠟燭問屋のうちに含まれるほか蠟問屋持ちとして別に一冊ある（文政十一年付け）。文化十年に株仲間として成立した菱垣廻船積仲間六五組名と比較すると、一七組分が欠けている。

この株帳は、石井寛治・林玲子編『白木屋文書問屋株帳』（るぼわ書房、一九九八）として全文が復刻刊行されている。ただし原本の書継ぎ記事の配置は、記事同士の関連性を考慮して統一的に調整されている。

各冊は「十組〇〇問屋株帳」の表紙と、巻頭に問屋組合としての冥加金額、株数を明記し、冥加金上納期限遵守の誓約文言を有する文政二年十一月付けの前書きがある。木綿問屋の例を左に掲げる。

一冥加金千両 木綿問屋

四拾四株

右冥加金年々十一月廿八日

北御番所え上納ニ付、右日限以前組合取集、本両替包ニいたし十組大行事惣行事方え可差出候

文政二卯年

前書之通町年寄衆御役所え株帳差上置候上は、組内一同上納金右日限已前聊遅滞不致様、無相違差出可申候、仍如件

文政二卯年十二月

冥加金額と株数以外は、各仲間に共通である。ただし「蠟問屋持下り蠟燭問屋株帳」は文政十一子年十二月付けであり、下組二問屋仲間のうち、呉服問屋下組は別文言の前書きがあり、紙問屋下組元結屋には前書きがない。

「問屋株帳」作成の詳細は明らかにされていないが、それまで杉本茂十郎が頭取として支配力を振るった三橋会所が文政二年に廃止され、菱垣廻船積仲間の運営が旧来の十組仲間の大行事・惣行事主導のもとに行なわれるようになったことを契機として作成されたものと推測される。「呉服問屋下組名前帳」の前書きには、

十組呉服問屋下組

此度十組三橋會所御差止ニ相成候処、十組問屋共株式之儀は是迄之通相立冥加上金致し

候儀ニ付、右問屋下組之者は上納規定申合等是迄之通相心得、不取締ニ無之様家業可致候

と明記され、株仲間公認以来（文化十年）の株立てと冥加金上納とは従来どおり継続されることが確認されている。一方、右に一例として掲げた「十組木綿問屋株帳」前書によれば、冥加金は、十組行事でとりまとめ、北町奉行所へ上納すること、株帳が町年寄に提出されていることがわかる。文政二年以前に、「株帳」がどう扱われていたか、冥加金の取集め上納がどう行なわれていたか確認していないが、「株帳」を新調し、ことさら十組大行事・惣行事へ一旦提出するよう明記していることは、杉本茂十郎支配下の三橋会所から旧十組問屋主導への切り替えを如実に表現しているものであろう。

この「問屋株帳」は、杉本茂十郎失脚後の十組仲間の有力メンバーである白木屋に伝存されていること、及び登記記事文言からみて問屋仲間側におかれ管理されていたものと推測される。この点では後述の現存「諸問屋名前帳」が町年寄に提出、管理された帳簿である点で異なる。

株仲間は天保十二年に禁止されるが、最終的には同年九月まで書き継がれている。

(執筆 田中康雄)

## AI、AJ（諸問屋名前帳）

### AI 諸問屋名前帳

### AJ 諸問屋仮組名前帳

天保改革によって解散となった株仲間が、嘉永四年に再興された際に作成された商人仲間組合の登記簿ともいうべきものである。江戸幕府による商業統制の手段として、また商人側における存続手段の一つとして、仲間名簿の提出、公認化（登記簿化）がある。

諸問屋名前帳は、現在国立国会図書館に架蔵されている旧幕府引継書のうちに含まれる。同館においてあるいは一般的に「諸問屋名前帳」「諸問屋仮組名前帳」として一括で扱われるものは、それぞれ五八冊と四冊の合計六二冊となっている（現状は再製本されて冊数が増加している）。うち「炭薪仲買十五組惣代名前帳」が炭薪仲買の名前帳に付随し、枝番号が付されているため、「諸問屋名前帳」全体の番号は五七番までである。なお、二三番は表紙が炭薪仲買壱番組で内容は同拾三番組であり、三三番は表紙が炭薪仲買拾三番組で内容は同壱番組で、入れ替わっている。

形態は、「諸問屋名前帳」が美濃版墨書き、「諸問屋仮組名前帳」が半紙版墨書きで、体裁については後述する雛形のとおりとなっている（「諸問屋再興調」拾、『大日本近世史料』「諸問屋再興調」六所収。以下同資料は『大日本近世史料』による）。

記載内容のうち名前・住所・異動年月と事由を摘記した『諸問屋名前帳細目』一～四（「旧幕府引継書目録」3～6 国立国会図書館、一九六一～一九六四）が刊行されている。

記載内容のうちの登記記事は、下級者から町奉行の内寄合を経る手続き文言の形式をとっており、当時諸問屋仲間の統制事務は町年寄の担当となっていることから、町年寄において登記管理されたものとみてよいであろう。さらに町年寄廃止後ではあるが、旧町年寄三人が作成した諸問屋名前帳目録の存在はそれを裏付ける（東京都公文書館所蔵「順立帳」明治元年ノ七）。

この目録は旧町年寄の市政業務を移された東京府市政局庶務方の伺書に付されている。諸問屋商人から家業譲渡、改名、改印等の変更について願出があった場合の取扱いに関する事務簡素化の伺で、新規加入及び他人への譲渡以外は伺を経ず即日登記したいというものである。起案者は庶務方谷村官太郎（もと与力）で、明治元年十二月十四日決裁となっている。附属の目録は、三人の旧町年寄ごとに一通ずつそれぞれの名前で作成され、ともに辰十二月付けとなっているが、付した意味は明示されていない。これより前、明治元年九月町年寄は既に廃止されて、市政局庶務方へ転属となり、九月十七日には町年寄書物類は東京府へ納むべきことを命ぜられている。その際書類の引継先も明確に指定されていない。町年寄が最終的に免職となったのは、翌明治二年正月二十八日であるので、その間は、旧町年寄が庶務方において諸問屋名前帳の登記管理を行っていた可能性がある（吉原健一郎「町年寄」『江戸町人の研究』第四巻、吉川弘文館、一九七五）。したがってこの目録は、名前帳登記事務分掌の現状確認の意味を持つとも考えられるが、翌月には旧

町年寄の手を完全に離れるので、町年寄管理下における諸問屋名前帳の最終的な状況を示すものといってよい。

この目録に記載されている名前帳類を現存の「諸問屋名前帳」と対照すると、冊数が大きく異なっているが、問屋仲間の種別等は殆ど一致する。また三人の町年寄ごとに作成されている目録は、担当する問屋業種を示しているとみられるが、その区別は現存「諸問屋名前帳」の記載形式の違いとも一致する(目録後掲)。

さて現状の「諸問屋名前帳」は、明らかに欠本があること、業種や仲間内部の組別の境界には再編綴の形跡がみられることにより、現用されていた状態からはある程度変形されているとみなければならない。その全体像は、必ずしも明らかにできていない。

ここで若干の検討を加えてみると、まず出発点として、再興された問屋業種の全体であるが、再興策策定経過の記録である「諸問屋再興調」においても、認可された問屋仲間の全体について最終的な決定内容が示されているわけではなく、業種として整理することができない。そこで現用最終段階を示すとみられる二つの資料を手がかりに概観すると次のとおりである。その一は右の旧町年寄作成の諸問屋名前帳目録で、二は「問屋沿革小誌」(旧幕府引継書八〇二／二九)に掲載された再興問屋種類(帳簿ではない)である。

第一の、旧町年寄の名前帳目録を次に掲げる。

「

#### 仲間組合名前帳目録

一、両替屋	式拾九冊
一、炭薪仲買	拾五冊
一、人宿	拾壹冊
外、年行事名前帳	壹冊
一、荒物問屋	四冊
一、同仮組	四冊
一、御堀芥定浚請負人	式冊
一、肴問屋	七冊
一、漆問屋	壹冊
一、同仲買	壹冊
一、藍玉問屋	壹冊
一、大工道具打物問屋	壹冊
一、同仮組	壹冊
一、紫根問屋	壹冊
一、朱仲買	壹冊
一、地漉紙仲買	壹冊
一、豆腐屋觸次憔悴人	壹冊
一、温鈍杜氏宿	壹冊

一、下金買	壹冊
一、鑄物師	壹冊
一、石工見世持	壹冊
一、八品商賣人	貳拾貳帙壹冊
右之通御座候、以上	
辰十二月	樽俊之助 』

「

諸問屋名前帳目錄

一、呉服問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
白子組		
大傳馬町組		
一、木綿問屋名前帳	貳冊	
白子組		
一、同仮組名前帳		壹冊
一、真綿問屋名前帳	壹冊	
一、繰綿問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、糸問屋名前帳		壹冊
一、蠟問屋名前帳		壹冊
一、瀬戸物問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、釘鉄銅物問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、塗物問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、紙問屋名前帳		壹冊
一、同仮組名前帳		壹冊
一、下り雪踏問屋名前帳	壹冊	
一、干鰯問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、四日市組小船町組塩干肴問屋名前帳	壹冊	
一、下り鰹節問屋名前帳	壹冊	
一、通町組内店組小間物問屋名前帳		壹冊
一、同仮組名前帳		壹冊

一、廻船下り塩問屋名前帳		壹冊
一、下り塩仲買名前帳	壹冊	
一、地廻り塩問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、筈問屋名前帳		壹冊
一、同仮組名前帳		壹冊
壹番組		
貳番組		
一、茶問屋名前帳		貳冊
一、同仮組名前帳		貳冊
一、下り蠟燭問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、髪油問屋名前帳	壹冊	
一、桶樽職人名前帳	三冊	
一、薬種問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、雛屋壹番組名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、雛屋貳番組同三番組名前帳	壹冊	
一、水鳥問屋名前帳	壹冊	
一、岡鳥問屋名前帳	壹冊	
一、飼鳥屋名前帳		壹冊
一、同仮組名前帳		壹冊
一、地掛蠟燭屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、蠟燭燈心問屋名前帳	壹冊	
一、屋形船持名前帳	壹冊	
一、板木屋名前帳		壹冊
一、曆問屋名前帳		壹冊
一、下り酒問屋名前帳	壹冊	
一、地廻り酒問屋名前帳	壹冊	
一、地廻り醤油問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、辻番請負人名前帳	壹冊	
一、書物問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊

一、地本双紙問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、團扇問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、味噌問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、紙煙草入問屋名前帳	壹冊	
一、花松問屋名前帳	壹冊	
一、廻船問屋名前帳	壹冊	
壹番組より拾八番組迄并番外品川組成子組共		
一、春米屋名前帳		四冊
壹番組より拾壹番組迄		
一、紺屋名前帳	拾壹冊	
一、下り米問屋名前帳	壹冊	
一、関東米穀三組問屋名前帳	壹冊	
一、地廻り米穀問屋壹番組名前帳	貳冊	
但丑年後之分共		
一、同三番組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同拾八番組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同貳拾貳番組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同貳拾六番組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同貳拾九番組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同四拾番組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同四拾四番組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同四拾七番組名前帳	貳冊	
但右詞断		
一、同四拾八番組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同五拾六番組名前帳	貳冊	

但右同断		
一、脇店組八ヶ所組米屋湯嶋組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同花川戸組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同芝三組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同鎌倉町大傳馬町組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同佐久間町組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同龜嶋組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同神田川組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同深川組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同豎川組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同大芝組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、同築地組名前帳	貳冊	
但右同断		
一、深川木場材木問屋名前帳壹冊	壹冊	
一、板材木熊野問屋名前帳		壹冊
一、竹木炭薪川辺壹番組古問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、同小網町壹番組問屋名前帳	壹冊	
一、同丸貳番組問屋名前帳		壹冊
一、同角貳番組問屋名前帳		壹冊
一、同金枚貳番組問屋名前帳	壹冊	
一、同三番組四番組五拾八番組問屋名前帳	壹冊	
一、同八番組問屋名前帳	壹冊	
一、川辺五番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同六番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同七番組炭薪問屋名前帳	壹冊	

一、同拾五番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同拾八番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同貳拾貳番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同貳拾六番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同三拾七番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同三拾八番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同四拾貳番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同四拾四番組炭薪問屋名前帳	壹冊	
一、同仮組名前帳		壹冊
一、熊野炭大問屋		壹冊
一、同小問屋	壹冊	
一、河岸八町米仲買名前帳		壹冊
一、雜穀為登組名前帳	壹冊	
一、同當分試仮加名前帳	壹冊	
一、雜穀仲買名前帳	壹冊	
一、髮結名前帳	壹冊	
一、札差名前帳	壹冊	

〆百六拾四冊

右之通御引渡申候、以上

辰十二月

館市右衛門 』

「

覚書

喜多村又四郎

一、下り水油問屋名前帳	壹冊	
一、同並仕入方同		壹冊
同仮組同	壹冊	
一、水油仲買名前帳	壹冊	
一、地廻り水油問屋同	壹冊	
一、川邊貳拾八番組魚油問屋同	壹冊	
同仮組同	壹冊	
一、同三拾四番組同問屋同		壹冊
同仮組同	壹冊	
一、石問屋同	壹冊	
同仮組同	壹冊	
一、乾物問屋同	壹冊	
同仮組同	壹冊	

一、糠仲間同	壹冊
同仮組同	壹冊
一、通町組小間物問屋之内丸合組同	壹冊
同仮組同	壹冊
一、六組飛脚屋同	壹冊
ノ拾八冊	
右之通御座候、以上	
辰十二月	喜多村又四郎 』

冊数合計は、樽俊之助管理分八七冊、二二帙、館市右衛門管理分一六四冊、喜多村又四郎管理分一八冊、合計二六九冊、二二帙となっている。現状との間で総数量に大きな差があるのは、編綴が異なっているためである。ある時点で合冊されて現在に至ったと思われるが、その時期については未詳である。旧町年寄作成目録は、分冊箇所が具体的に明示されているわけではないので、現状で一業種複数冊に分冊されているケースについては、分冊の状態を完全に再現することはむずかしい。

第二は、旧幕府引継書中に存し、第一国立銀行野紙を用いたものである。奥書によれば「渋沢榮一取調」「十二月廿七日上局ヨリ御預ケニ相成候事」とあって、本来の幕府書類ではなく、明治十年に関連書類として編入されたものと推測されている。調査の典拠等は不明である。問屋種別のみ書上げられ、総計九五種となっている。

全体構成をみると、旧町年寄作成目録に掲載され、「諸問屋名前帳」「諸問屋仮組名前帳」のうちに現存しない業種仲間としては、漆問屋、漆仲買、朱仲買、下金買、石工見世持、塩干肴問屋、水鳥問屋、岡鳥問屋、飼鳥屋、地廻醤油問屋、辻番請負人、書物問屋、髪結、川辺二十八番組魚油問屋である。八品商売人と札差については、現存「諸問屋名前帳」とは別扱いで個別に名前帳が存在するが、この二者も他の業種と同様に掲載されていて、本来は同様の管理を受けていたと考えてよいと思われるので、「諸問屋名前帳」のうちに加えるべきものであろう。漆問屋から髪結については、散逸したものとみられる。「問屋沿革誌」にあって現存しないものでは大阪足袋屋がある。なお、番組両替屋のうち七番組だけ欠本である。東京府管理となってから比較的早い時期に散逸したとみられる。

なお、旧幕府引継書が明治二十七年に東京図書館へ引き継がれる以前の、明治十七年に成った「興業意見」にも「東京府文庫」の諸問屋名前帳によって嘉永再興後の「商估組合ノ区域及営業者ノ数」を示しているが（同書巻六参考二）、業種としては、現在数と変わらない（若干の記載漏れがある）。

次に「諸問屋名前帳」の内容をみると、概ね業種ごとに嘉永四年三月付の前書きがある。前書きは現状分冊ごとに必ずあるわけではなく、また現状分冊内の業種、組分けの区切れ目にもある場合がある。さらに旧分冊ごとにみても必ずあるともいえない状態である。しかし前書き文言の中には業種名が記される箇所があるので、前書きは少なくとも旧分冊業

種ごとには備わっていたと考えられる。おそらくは合冊された際に前書きも一部整理されたのかもしれない。「諸問屋仮組名前帳」には、竹木炭薪川辺壺番組古問屋を除き、前書きがない。文言は業種によって字句・表現に若干の差異はあるが、雛形に則った同じ趣旨文言である。年記も一部に異なる業種がある。業種・組分けで全体として二六二あるうち、前書きが存するもの一三五、このうち嘉永四年三月は一〇七、嘉永七年四月が一、嘉永六年五月が五、嘉永五年九月が四、その他八である。このうち炭薪仲買十番組は、文久四年に焼失したため再調製されている。

本文部分は、初期登記事項として業種、屋号・名前、住所、居住身分ほか、店支配人、後見等の代理人が定型的な位置に記載され、押印がある。営業株の譲渡、相続、改名、転居、家主代り（交替）、代理人変更その他、登記事項に異動があった場合には、余白に変更事由と承認手続き経過およびそれらの日付が書加えられ（これを本データベースでは「登記記事」とした）、当該登記事項が訂正されている。訂正方法は概ね「見せ消し」で訂正前後の記載は読み取ることができる。登記記事と事項訂正は殆どの場合同定することができるが、登記記事が略記されていたり、事項訂正が繰り返されている場合などは、登記事項の変更時期が確定できないこともある。

諸問屋名前帳作成に関する事柄は、問屋仲間再興の具体化過程の中で決定された。

まず名前帳の雛形については、嘉永四年五月町年寄から町奉行所へ左記の内容で伺い起案され（五月十七日提出）、再興掛の回議を経て（日付を三月付けとすべき旨の繕付き）、六月十一日町年寄へ申達となっている（「諸問屋再興調」拾）。

諸問屋名前帳之儀、加入又は譲替共、追々附込ニ相成候間、餘紙相附、且取扱方弁利、旁本帳は美濃紙を用ひ、前文書入、別帳雛形之通相仕立、此度差上候印鑑引合、帳面取究候積ニ御座候、依之、此段申上候、以上、

但仮組之分は、半紙帳ニ仕候積ニ御座候、

亥五月

館 市右衛門

喜多村彦右衛門

樽 藤左衛門

雛形は左記のとおりであり、実際の名前帳もこの雛形が踏襲されている。

#### 何問屋名前帳

此度問屋組合之儀、文化以前之通、再興被仰付、御調之上、何問屋現在人数名前帳奉差上候、以後月行事を立、相互ニ直段引下ケ方厚心懸、実直ニ渡世可仕候、新規加入、又は譲替・休業共、其時々奉願差圖受可申候、

嘉永四年三月

（朱書）

「此文言大旨雛形ニ御座候、前々人数相究候分、  
又は人少ニて月行事不相立分等、組合ニ寄、手續異  
同之儀ハ其振合を以、相認可申候」

名前帳の異動登記手続きについては、嘉永四年十月と嘉永五年四月の二度にわたり、町年寄から町奉行所へ確認を求め、いずれも承認を得ている（「諸問屋再興調」弐）。

嘉永四年十月上申、十一月五日申達の内容は、

諸問屋組合再興名前帳、追々伺之上相極候ニ付、兼て伺濟之通、向後加入并譲替等、御内寄合にて奉伺候手續、左ニ申上候、

一御月番御役所御内寄合之節、於御内座ニ願書銘書讀上ケ御聞濟之上、濟書と唱、願濟之口々半紙豎帳ニ認、翌日兩御役所御用部屋え差上候先例ニて御座候、今般古復仕、右之通取斗候心得ニ付、此段一應申上置候、以上、

さらに嘉永五年四月三日上申、四月五日申達の内容は、

覚

一諸問屋組合再興追々取極候分、御内寄合にて奉伺候手續申上候趣、去十一月中被御聞置候、近々御内寄合相始候節、右加入并譲替等申上候、

但店支配人ニても、當人代之儀は、伺之上取斗仕候、

一轉宅并改名ニて當人相替候儀無御座分は、私共限り承、帳面書替候心得ニ御座候、

此儀、丑年御改革以前、右之通有之、但休業之儀は、人数高二相響候間、名前廉書ニて、御届可申上心得ニ御座候、

右則去十一月中伺濟写相添、御打合仕候事、

子四月

町年寄

すなわち、加入・譲替については、月番町奉行の内寄合で願書を読み上げ、決裁を得て、その個々の内容を帳面に記載し翌日御用部屋へ提出する。ただし店支配人については交替であれば同様に取扱う。転宅、改名は当人に変更がなければ町年寄限りで名前帳を書替える。休業の場合は名前廉書きを提出するという手続きで、これらは天保十二年仲間組合解散以前の方法をそのまま踏襲するものである。休業の場合は、改革以前は鑑札を交付された株仲間であったため人数は固定しているが、再興後は入退会の規制がなく休業は加入と同様そのまま人数の変更を来すためこのような処置としたのであろう。

書継がれた最終的記事としては、「諸問屋名前帳」では明治七年三月があるが例外的の感がある。これを除けば明治五年十一月が最終である。「諸問屋仮組名前帳」では明治四年六月である。

内容の記載状況は、初期記載として一丁に一人ずつ記載され（一部に一丁表裏に二人記載あり）、記載事項は業種、住所、屋号・名前に押印がある。この事項に変更があったときに、事項が見せ消しで訂正され、その理由、手続き、日付等（登記記事）が記載される。登記記事の記載位置は概ね一つ書きの業種名周囲の余白で、順次行を加えて書き継がれる。その追加行はある程度規則的で、多くの場合左隣り行あるいは右隣り行へ加えられ、事項の変更訂正との突き合わせはほとんどの場合可能である。

しかし登記記事が不完全である場合など事項訂正との整合性がとれないこともあり、また、事項訂正が貼紙や重ね書きで行なわれていることがあり、変更訂正が読み取れないことになる。これらのケースは随時注記した。

さらに本データベースでは、主にマイクロフィルム版（ニチマイ発売）を使用して読取り、難読箇所について原本を参照したが（マイクロフィルムは、原本を解体して一丁ずつ折り目を延ばし開いて撮影されている）、貼紙箇所はめくって撮影されていない場合もある。

このような難読箇所は原本によるなど判読に努めたが解読できない所もある。その点で国会図書館員の手で成った『諸問屋名前帳細目』も参考にした。

（執筆 田中康雄）

## AK（明治初年商人仲間組合名簿）

### AK 東京市中各種問屋組合仲買人書上帳・石問屋・地廻酒問屋・花松問屋調書

明治二年当時における東京市内の商人組合別の名簿である。

早稲田大学図書館所蔵大隈文書のうちにある。「東京市中各種問屋組合仲買人書上帳」のタイトルで九一冊（イー四/A 三〇六一、マイクロフィルム版 R85、R86）と、個別タイトルで「石問屋・地廻酒問屋・花松問屋調書」とする四冊（イー四/A 三〇六〇、マイクロフィルム版 R84 のうち）の合計九五冊である。後者が別タイトルとなっているのは目録作成前の状態が継承されたものとみられるが、本来同種のものである。本データベースではこれも含めて「東京市中各種問屋組合仲買人書上帳」として扱う。なお、『大隈文書目録』（早稲田大学図書館、一九五二）では「東京市中各種問屋組合仲買人書上帳」は九〇冊となっているが、冊数としては九一冊である。

「東京市中各種問屋組合仲買人書上帳」の成立については、いまのところ手がかりを得ていない。年記がある冊では明治二年九月が多いこと、表紙には「上」と記載され、表紙あるいは末尾に組合代表者の差出文言、署名があるものが多いこと、各商人名には押印がないこと、各冊の用紙、形態は大略同じであるが筆跡・書式は何種類かあること、脱落、誤字がまま見受けられること、などの特徴がある。明治新政府によって試みられ変遷した商業政策の過程で提出されたものと考えられるが、記事中に具体的な提出先を記載したものはなく、どこへ提出されたものかは不明で、旧蔵者大隈重信との関連も明らかでない。商人仲間の構成は「諸問屋名前帳」と類似している。明らかな欠本があり（春米屋など）、本来の全体像は不明である。

各冊の内容記載は、一つ書き形式で住所・居住身分・屋号名前が列挙されている。業種名は、表紙に記載されているほか、本文初頭に記載されるか、一つ書き各行に記載されている。一つ書きの業種名には、取扱品目、兼業種名が加えられている場合がある。これは全体の約三分の一の業種にわたるが、「記事」欄に〔業務〕として掲示した。

末尾には日付と代表者（行事）署名と、差出し文言（ただし「右之通御座候、以上」など）があるものもあるが、押印と具体的な宛先は一切ない。前記の特徴と合わせて、提出原本ではないと考えられる。末尾の年記は、明治二年九月が三〇冊、明治二年十月が六冊で、残りの五九冊は無年記である。

本データベースでは、市販されているマイクロフィルム（雄松堂書店発売）に拠って原稿を作成し、難読部分についてのみ原本の閲覧許可を得て校合した。

ただこのマイクロフィルムは撮影落ちがあり、また裏写りで満足に判読できない部分が多い。編者は一部について出版元に改善を要求し、その結果再撮影した箇所を入れ替えて貰ったが、根本的な解決とはならなかった。裏写りの原因は原本にしみ等があるためではない。撮影方法を工夫すれば避けられるものである。この原本の状態は閲覧してはじめて了解できることであり、購入者には購入時点で撮影方法の妥当性は判断できない。当該原

本は貴重な文書であり自由に閲覧できるものではない。そのため複本としてのマイクロフィルムは、より一層再現性の高いものでなくてはならない。この点で、出版社の作成態度には疑問を感じると同時に当該フィルムを購入、利用している向きには注意を喚起する次第である。

(執筆 田中康雄)

## AG (買物案内)

### AG 江戸買物独案内

江戸における各種商業店舗を広告として掲載したものである。問屋仲間商人に限らず小売業も含み、一部職人や製造業、料理店まで掲載されている点に特徴がある。

形態は横本、木版摺りで、上下及び飲食之部の三冊構成である。「下」巻末の刊記によれば、撰者は中川芳山堂、書師浅草馬道町中谷學善院地内土橋吉郎可教、彫刻師浅草新堀石門向朝倉八右衛門、同岩井町太吉、同浅草田原町江川文二郎、文政七甲申歳春二月発行である。書林として京都二軒、大坂三軒、江戸五軒が挙げられている。巻頭に「いろは仮名引」の目次、蜀山人の「序」(文政壬午春)、中川芳山堂の「序」ほかを付す。

復刻本に次の三種がある。花咲一男編(近世風俗研究会、一九五八)。花咲一男編(渡辺書店、一九七四)。西山松之助編、『江戸町人の研究』第三巻所収、吉川弘文館、一九七四)。索引として、花咲一男撰『江戸買物独案内人名索引』(近世風俗研究会、孔版刷、一九六一)がある。本データベースは、渡辺書店版に依拠した。

全体の丁数は、依拠した花咲一男氏による復刻本では、上下通巻の最終丁が四百九十四、「飲食之部」が三十八である。同本(「江戸買物独案内」渡辺書店、一九七四)は、国会図書館本をもとにして、花咲氏が昭和三十五年に縮写複製したもの(浜田徳太郎氏所蔵本と製紙博物館所蔵本とを対照した)を対校して複製したものである(同書「書誌」のうち「底本」項)。したがって単一の伝存本を影印したものではない。巻頭部分が国会図書館本によっていることは確認できるが、各丁の一々についていずれを採用したかは明示されていない。丁数の重複、欠落、誤刻等についてはすべて掲出されている(同「丁数について」項)。「江戸買物独案内」の丁数編成に、各本の間で大きな異同があることは西山松之助氏によって指摘されている(同氏『江戸買物独案内』解題、『江戸町人の研究』第三巻所収)。したがって伝存諸本の比較検討が必要なことを示唆されるが、本データベースではそこまで及んでいない。

内容は、半丁に一コマ～六コマ、多くの場合は二、三コマの界線を仕切り、一コマごとに人名、業種、住所と、取扱品目・営業内容、宣伝文句、暖簾印、十組加入の表示などを載せてある。その中で薬種業は特殊で、広告文、効能書きに多くの分量を割いてある。ただ本データベースではこの長文にわたる広告文、効能書きは省略した。

名前の配列は、業種名あるいは商品名のいろは順となっている。飲食之部は別冊で、概ね料理部門のいろは順である。業種名は、仲間組合名簿のような公的名称と、通称とが混在している。中には商品名、取扱業務を列挙しているのみで、業種名が明示されていない場合や、業種と商品・業務とが判別つかない場合もある。したがって、業種名を統一することがむずかしい。

これらの業種はよみ第一文字の見出し(いろは順)で区分され掲出されている。その区分見出しには業種の略称が列挙されている。本データベースではこの略称を業種名として

採用し、見出し字とともに「業種欄」に掲出した。さらに各人名コマ内に掲載されている商品名、取扱業務なども併載した。

ただ、見出し字だけがあって、該当人名がないもの、逆に見出し字を欠いて業種・人名を載せてある場合もあるので、後者については原本の例に倣って編者が新たに業種名を付けた。

(執筆 田中康雄)

## AS 八品商名前帳

八品商（八品商売人）とは、質屋・古着屋・古着買・小道具屋・唐物屋・古道具屋・古鉄買・古鉄買の八種商人を指す。

ASは、A I・A Jと同様に、天保改革によって解散となった八品商仲間が、嘉永期に再興された際に作成された登記簿であり、現在国立国会図書館に架蔵されている旧幕府引継書のうちに含まれる。

名前データの入力には、マイクロフィルム版を使用した（A I・A Jの項参照）。現在は国立国会図書館でデジタルコレクションとして画像が公開されている。両者の撮影順は異なっている（これらの一部には撮影落ちが認められるので、注意を要する）。

「八品商名前帳」の現状は、業種ごとに数组の番組（小组）がまとめられて製本され、合計46冊となっている。内訳は、質屋8冊、古着屋8冊、古着買4冊、小道具屋4冊、唐物屋1冊、古道具屋13冊、古鉄屋4冊、古鉄買4冊である。大きさは、再興調べの過程で決められたとおりの半紙判である。現在の製本は、比較的近年、旧製本の原表紙の上に、更に後と表紙をかぶせて再製本されているものである。その際であろうか、旧製本冊の内、古道具屋の三・四番組分が分冊され（後と表紙の分冊表示は前後が逆となっている）、全体冊数が1冊増加している。マイクロフィルム版では45冊である（南和男『旧幕府引継書第一集第四集解説』日本マイクロ写真株式会社、昭和四五年十月発行）。

そのほか、一部の冊には表紙（原表紙、後と表紙とも）の表記と内容の業種が食い違っており、更に一部業種には他の業種の冊へ混入している部分があるので、原本・複製本にあたる際には注意を要する。

旧製本の原表紙には、業種等の表題のほか、棚番号と一連番号の小札2種と、図書館の請求番号ラベルが貼付されているが（A I・A Jと同様）、これらは旧東京府図書館へ移管されて以降の処置とみられる。この状態以前にどのような製本と冊子編成されていたかを明らかにすることはできないが、現用時の冊子形態等を表すものとして、最終的な名前帳管理目録がある（「仲間組合名前帳目録」。A I・A Jの項参照）。これによると八品商名前帳を管理している担当の町年寄は樽俊之助で、数量は「貳拾貳帙壱冊」となっている。他の名前帳がすべて「冊」単位であるのに対して、八品商名前帳の主体は22の帙に包んで管理されていることになる。

現在製本されている各冊内には、随所に名前帳前書きがあり、二顆セットの朱印（丸朱印・「東京府図書館」と角朱印・「旧幕引継書」）が押されている。前書きには、嘉永四年三月、慶応二年四月、無年記（前書き本文は嘉永四年三月のものと同文）の3種類があり、前書は全部で70ヶ所にある。これらは合冊製本以

前の状態を推定する手がかりになると思われる。

名前帳の記載は、基本的に半丁に1人ずつ、一つ書きで業種が標出され、住所・居住身分等を肩書きとして名前（押印）が記されている。一部例外を除いて、屋号はなく名前のみである。

八品商は再興にあたって、各業種別に組合を立て同業種では10人ほどずつ組み合い営業するよう指令され（「諸問屋再興調」拾肆、東京大学史料編纂所編・東京大学出版会刊『諸問屋再興調』第八巻）、同じ業種内で番組が編成されている。番組は地域別編成で、各一番組から二十番組と番外（業種によって品川・新吉原等）がある。各業種の番組地域は共通している。ただ実際の番組内人数は、地域や業種により差があり、均一に10人で構成されているわけではない。また各丁には所属する番組の記載はなく、番組は原表紙に記載されているのみである（例外的に1ヶ所だけ表示されている例がある）。したがって、複数の番組が合冊製本されている現在の冊子編成では、各人が所属する番組がかならずしも特定できない形となっている。ただし番組ごとに配列されており、その番組境界をある程度推定することは可能であるが、本データベースでは掲載を見送った。

八品商は取扱商品の性質上、もともと「紛失物改方」という役割（盗難物点検・報告）の一端を担うことが期待されており、町奉行一町年寄一町名主の行政的統制が重視され、また延べ約1万人という組合員の多さ（類似業種間での兼業が多いことにもよる）に対応する上にも地域別に編成された番組が設定されたものである。

データの「年次」欄には、基本的に仲間組合再興の年次としての嘉永4年3月を採用し、慶応2年4月の前書きがある冊については同年を採用した。初期登記後に転居等の異動があった場合は、その登記記事の年次を採用したことはA I・A Jと同様である。異動記事は、A I・A Jに比して極めて少ない。

（執筆 田中康雄）

## Ba~Bi、BY（武鑑類）

### Ba~Bi『江戸幕府役職武鑑編年集成』

#### BY 御用達項目

「武鑑」のうちから年次を選択した九種と、「御用達綱目」を採録した。

Ba~Bi「武鑑」は、大名家、及び旗本・幕府役人に関する板行名鑑であるが（後掲書の解説、藤實久美子稿）、この中に「御用達町人」「御用聞町人」などとの見出しであるいは見出しなしで江戸幕府御用達町人が掲載されている。この部分のみを、刊行年代を選択して採録した。その範囲は版年次によって多少の出入があるが共通業種に揃えた。

この「御用達町人」には、商人のほかに職人と芸能者とが含まれている。本データベースの趣旨からみれば、商人に限定して採用すべきであるが、三者の区別は容易につけがたい面がある。この事情は地誌類でも同様であるが、地誌類では芸能者に相当する部分が、たとえば「諸師諸芸」として別区分されているので（後述、CA・CC）、これを参考として武鑑類・地誌類共通に適用し、芸能者に相当する者を除外した。爾余は原則として職人・商人の区別なく収録した。

武鑑のうちから除外した業種は、御刀脇指目利所・御碁所・御将棋所・御絵師・古筆見・御牛王所熊野目代である。

また業種によって、京、大坂、堺、長崎等の町人も混在していることもあるが、その所在地が明示されているものについては除外した。

記載内容は、幕府御用名別に住所・人名が一覧表式に掲載され、一部には扶持米等の待遇記載がある。これについては「記事」欄に〔格式〕として掲示した。なお、この記事で「五十表」などとあるのは「五十俵」のことである。

資料採録原則にてらして右のような採録方法は異例であるが、他の資料にはみられない範囲の商人が含まれていることに着目した。つまり問屋仲間名簿類とは重複しないものが殆どである。ただ、ここでは資料存在年代すべてを網羅することは資料の比重の観点から避け、年代を限定した。すなわち貞享四、宝暦十、文化六、文政七、嘉永四の各年分を採録した。これはそれぞれ、CA 江戸鹿子、AA・AB 菱垣廻船積仲間・十組諸問屋、AG 江戸買物独案内、AI 諸問屋名前帳に合わせこれらと同年代とし、宝暦十年は、貞享年代と文化年代との中間年代で、かつ異なる板元が揃う上限年代という観点で選択した。「武鑑」は版元により掲載内容に差異があるので、同一年代で複数の版がある場合は一つに限定せずに採録した。大奥、西之丸、御三家ほかの御用達は収録しなかった。

本データベースではすべて、武鑑を影印版で集成した深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』（全三六巻、東洋書林、一九九六～一九九九）に依拠した。このうち Ba は第四巻一三（貞享四年「丁卯江戸鑑」松會版）、Bb は第五巻一八（元禄十一年「東武武鑑」須原屋茂兵衛版）、Bc は第五巻一九（元禄十一年「本朝武林系禄凶鑑」松會三四郎版）、Bd は第一二巻一六（宝暦十年「宝暦武鑑」須原屋茂兵衛版）、Be は第一二巻一七

(宝暦十年「大成武鑑」出雲寺和泉椽版)、Bf は第二一巻一1(文化六年「文化武鑑」須原屋茂兵衛版)、Bg は第二三巻一2(文政七年「文政武鑑」須原屋茂兵衛版)、Bh は第三〇巻一1(嘉永四年「嘉永武鑑」須原屋茂兵衛版)、Bi は第三〇巻一2(嘉永四年「大成武鑑」出雲寺萬次郎版)である。各武鑑の書誌については右掲『江戸幕府役職武鑑編年集成』各巻の《底本の書誌》に詳しい。

周知のように「武鑑」は、刷りの良好なものばかりが流通、伝存しているだけでなく、判読に苦しむことが多い。したがって当該刊行年次の前後の年次分を参照して補わざるを得ず、このような場合、一々注記することはしなかった。なおかつ、濁点や数字の欠け字をはじめとして誤読の恐れなしとしない部分があることを了解されたい。また誤刻もままみられるので、取扱い要注意資料である。

BY「御用達綱目」は、江戸幕府の御用達町人名簿である。内容的には「武鑑」の「御用達町人」部分に相当する。刊行主体は明示されていないが、金座後藤三右衛門・銀座役人の新たな待遇での任命を契機として、身分待遇の先例をまとめた作者不明の書を、御用達町人同士の用のために上梓したものという。天保六年印刷、木版刷り、丁付け二三丁(うち二丁、十九丁に「下」あり)。ほかに緒言一丁、末尾に凡例追加一丁がある。

原典は、東京都立中央図書館(東京誌科六一二／一二)及び国立国会図書館(一九八／一七六)に所蔵されており、この二本を相互補完して採録した。前者は若干の虫食い箇所がある。

記載体裁は、冒頭にある金銀座、繪師、刀劍目利、呉服所等の身分待遇の申渡書付と、御用達町人の人名一覧とに分かれ、人名一覧表は御用業種ごとに御用達人を掲げ、幕府の支配主管部局と、過去の武鑑に掲載された名前を遡って載せてある。遡って掲載されている武鑑の年代は、業種、御用達人によって異なり、延宝三・二、貞享三、元禄元・六・十、享保十、延享五、天明六の各年次がある。これは「記事」欄に〔歴代同職〕として武鑑年代と御用達者名を掲示した。また御目見を許された者には「御礼日」の記載がある。これは「記事」欄に〔格式〕として掲示した。

主管部局は、若年寄、寺社奉行、御勘定奉行、御作事奉行、小普請奉行、御納戸頭、御腰物奉行、御鉄炮玉薬奉行、御鉄炮御筆筒奉行、御弓矢鍵奉行、御具足奉行、御書物奉行、御賄頭、御細工頭、御同朋頭、御数寄屋頭があり、各頭字が白抜きで表示されている。

掲載されている人名のうち、武鑑と同様に「諸師諸芸」に相当する者は除外した。除外した業種は、御絵師・御碁所・御将棋所・古筆見・御繪所・御用誓詞牛王所・本阿弥(刀脇指目利)である。

この資料は、『日本史総覧』IV近世一(新人物往来社、一九八四)の「江戸幕府御用達町人一覧」に業種・名前・屋敷所在地・主管部局を抄出し横組み一覧表にして掲載されている。

(執筆 田中康雄)

## CA～CC（地誌類）

CA 江戸鹿子

CB 諸国買物調方記

CC 日本国花万葉記

十七世紀後期に刊行された江戸の地誌類である。この中の諸商職人の名前や所在地を掲載した項から採録した。上方で刊行された地誌類に倣って刊行され、内容は相互に類似している面があるが、三種とも採用した。これらには後続版があるが、内容は前者を踏襲したものであると思われるので採録しなかった。

CA「江戸鹿子」は、貞享四年仲冬跋、横小本（半紙二つ切り）、六巻六冊。刊記は巻六末尾に、閑々子の跋文のほかに「作者藤田理兵衛／江戸京橋南新両替町書林小林太郎兵衛」とある。内容は、江戸の名所旧跡、年中行事、寺社、諸職、諸商売等を名称列挙したものである。文章として記述された地誌ではない。本データベースでは国会図書館本が縮小影印された「古板地誌叢書」8（古板地誌叢書刊行会、一九七〇）に拠った。活字復刻としては『東京市史稿』産業篇第七（東京都、一九六〇）がある。

巻五には地域別に諸職諸商売名を、巻六には、諸職諸商売別に人名、所在地域名・町名を載せてある。本データベースでは巻六の「諸師諸藝」「諸職名匠諸商人」「問屋大概」の三項のうち後二項を採録した。これに掲載されている業種は、職人、食物屋まで含まれているが、すべてを収めた。

「諸師諸藝」には各種職業の人名が掲載されているが、商人の範疇に入らないと判断し、この項は採録しなかった。参考までにその職種を挙げておく。

醫師、小兒醫師、産前産後醫師、目醫師、口中醫師、外科、針立醫師、儒者、曆学、神道、陰陽師、手跡、同指南、歌讀、連歌師、誹諧師、碁、将棋、立花、蹴鞠、繪師、浮世絵師、佛繪師、刀目利、目貫彫物目利、古筆目利、墨跡目利、繪目利、諸道具目利、

按摩取、耳垢取、検校、不座検校、勾當、能太夫、脇師、笛、小鞆、大鞆、太鞆、狂言師、座敷独狂言

CB「諸國買物調方記」は、元禄五年三月刊、横小本（半紙三つ切り）、一冊。刊記は「時惟元禄五歲壬申三月吉辰／大坂心齊橋筋安堂寺町大野木市兵衛板、江戸日本橋南壹丁目同出見世」とある。京、江戸、大坂の諸職、諸商売の人名、所在地を一覧表示したものである。本データベースでは横山重氏旧蔵本を縮小影印した花咲一男編『諸国買物調方記』（渡辺書店、一九七二）に拠った。内容年代は、寛文末から元禄まで（花咲一男解題）とされる。

全体は三部に分かれているが、本データベースでは人名が掲載されている前二つの部分から採録した。第一の部は「∴萬買物調方記、京都、江戸、大坂、諸國名物藏海」として

業種を大略類別し、同一業種の中を三都別に配列し人名を載せてある。第二の部は「∴京都江戸大坂三所一覽、諸工商人所付、いろは分」として業種をいろは順に配列し、同一の業種名のよみ頭字を一区画としてその中で三都別に配列している。各業種中は、その業種の所在町名を載せてあるが、人名のみを載せてある場合もあり、かつ人名と町名とを掲げるといふ三種類の掲載形態が混在している。

掲載業種範囲としては、第一の「諸國名物藏海」では「諸師諸芸」に相当するものも含んでいる。第二の「諸工商人所付」との間で業種、人名が重複するものは少ない。

本データベースには、二部とも江戸の分だけを抄録した。ただし、「諸國名物藏海」では刀之目利・古筆之目利所・墨筆目利所・手跡能筆・繪師・佛繪師・浮世繪師・諸道具之目利・目貫ほり物の目利・御典薬并諸醫は除外した。

CC「日本国花万葉記」は、元禄十刊、横小本（半紙二つ切り）、一四卷二一冊。刊記は卷十四下の末尾に「元禄十丁丑歳仲夏當辰」とある。全国を国別に記述した地誌である。本データベースでは、国会図書館本を縮小影印した『古板地誌叢書』1～4（古板地誌叢書刊行会、一九六九～七一）に拠った。

本データベースにはこの巻七之上武蔵国のうち「諸職御公用名匠商人」及び巻七之下武蔵国のうち「江府名匠諸職商人」の部分を探録した（『古板地誌叢書』3所収）。ただし「江府名匠諸職商人」は人名がなく町名のみ記載されている業種が多い。

前者では御刀脇指目利所・御碁所・御将棋所・御繪師・御舞太夫・御能太夫を、後者では佛繪師・大和繪師・しかたはなし・狂言芝居・浄瑠璃座・説経座・浄るり太夫・説経太夫を除外した。

諸商、諸職関連ではほかに「江符中諸職町人家所付」の項があるが、CAの「諸師諸芸」に相当するので採録していない。参考までにこの項の職種を挙げておく。

醫師、儒者、神道、歌學、連哥師、曆学、陰陽師、算学指南、手跡、立花、蹴鞠、目貫彫物之目（利）、諸道具目利、古筆目利、古筆屋、墨跡目利、按摩取、耳垢取、俳諧師、檢校、不座檢校、勾當、碁、座敷獨狂言

（執筆 田中康雄）

## DA～DD（雛屋）

DA 公用帳

DB 諸国買物調方記

DC 仮組

DD 番外雛屋組合人数扣帳

雛屋としては、壱番組雛問屋、二・三番組雛屋、番外雛屋がある。壱番組雛問屋は仕入機能を有し、他雛屋取締役の権限を付与されていた。二・三番組雛屋には職人が含まれていた。十組問屋へは「茅町組雛人形手遊問屋」として、このうちの壱番組雛問屋とほぼ同じ組合員が加入している（岩淵令治「問屋仲間の機能・構造と文書作成・管理—江戸一番組雛問屋を事例に一」『歴史評論』五六一、一九九七）。「諸問屋名前帳」では雛屋壱番組、雛屋貳番組・三番組として登記されている。

DA は、寛政二年二月町年寄喜多村役所へ提出した雛仲間三組の名前書である（雛仲間「公用帳」に書留め）。

DB は、寛政四年四月雛屋三組の申合連印である。

DC は、「茅町組問屋」の「仮組議定帳」中の連印である。若干の異動書き継ぎがある。「諸問屋仮組名前帳」の「雛屋壱番組仮組」に照応するが、三年のずれがある。

DD は、雛屋壱番組が作成した番外雛屋の名前書上である。二四組別に記載されているが、うち四組は具体的な名前を欠き、記載人数と原典合計人数と食違いがみられる。

（執筆 田中康雄）

## EA～EH、EM～ES（石灰問屋・仲買）

- EA 諸問屋再興調
- EB 石灰中買覚
- EC 八王子石灰一件
- ED 取為替申証文之事
- EE 石灰旧記
- EF 諸問屋沿革誌
- EG 諸問屋再興調
- EH 諸問屋再興調
- EM 石灰中買覚
- EN 八王子石灰一件
- EO 仲買帳
- EP 諸問屋沿革誌
- EQ 石灰蠣殻灰仲買仲間議定帳
- ER 諸問屋再興調
- ES 諸問屋再興調

石灰の原料は石灰岩と蠣殻灰とがあり、主に漆喰等に用いられ、幕府の御用品でもあった。そのため石灰の流通は、幕府御用の調達を契機として設置された「会所」を軸として行なわれており、同時に生産者が流通に強くかかわっていた関係で、相互に入り組んだ特徴ある流通形態がとられていた。これらの生産・流通の複雑な全体像は、川勝守生氏の労作『近世日本における石灰の生産流通構造』（山川出版社、二〇〇七）に明らかにされている。これによれば「江戸市中の石灰流通は三産地一会所一仲買という構造からなっている」「その中で蠣殻灰籠持が会所運営を通じて実質的な問屋機能を果たしていた」。また「問屋」は「会所」を構成した生産者・流通業者の類別構成要員の名称でもある。これに対して「仲買」は江戸市中の石灰流通を実際に担った者である。石灰仲買には、煉売、俵売、四ッ谷陸附仲買の三種があった。

本データベースではこの業績に先導されて「石灰問屋」のうちの「蠣殻灰籠持」と、「石灰・蠣殻灰仲買」の名前を採録した。なお寛政十二年に江戸への売り込み産地の制限が除かれるとともに「問屋株」が設置され、幕府御用調達の主体が「会所」から「問屋」へ移行した際の「問屋」構成を挙げておく（川勝前掲書一六四頁表 3 より。原典は石井善夫家文書）。一産地一株で鑑札が下付された。各問屋に属する業者名が網羅されている資料を見出せない。ただしこの体制は永続したものではない。

八王子石灰問屋	南紺屋町御堀端 勘兵衛店	次右衛門 他五人
野州石灰問屋	箱崎町二丁目海岸通 又兵衛店	小次郎

美濃石灰問屋	西紺屋町御堀端	藤五郎店	太郎左衛門	他二人
石灰蠣殻灰仲買問屋	南茅場町河岸通		儀兵衛	他一五人
蠣殻灰会所・問屋	南茅場町河岸通		文右衛門	
彦根石灰問屋	南新堀一丁目	嘉右衛門店		与兵衛他五人

EA～EH は、川勝守生前掲書第七章二六〇～二六一頁「表 2 蠣殻灰竈持一覧」を基礎に「蠣殻灰竈持」名を採録した。人名データは EE を除き原典から収録したがすべて復刻資料に拠り、原本との校合は行なっていない。これら資料のうち EA、EC、EE、EG は屋号を欠くが、同一覧表で同定されている屋号を、川勝守生推定であることを注記のうえ採用して配列した。ただし同定の一部には編者が補足、修正した箇所もある。

EA は、享保十四年十二月に竈持人数一人と竈数一八を確認のうえ、言上帳へ帳付けされた際の釜間数書上げ及び遵守誓約した者の名前である。EB は、宝暦九年八月の石灰仲買名前帳の中に仲買名前に先立って記載された「蠣灰焼竈持」九人の名前である。これには「八郎兵衛」名の上に「此竈潰にて九人ニテ中間持ニ成／右ハ蠣灰焼竈持之分」と注記がある。EC は、安永四年に八王子・野州・蠣殻灰竈持の三産地がかかわる会所が設立された際、勘定奉行宛差し出された仕法請書連名のうちの「蠣殻灰竈主」名である。ED は、天明七年九月「会所八王子石灰竈主」との間でとり交わされた助合金証文の「会所蠣灰竈持」名前である。住所を欠く。EE は、青梅市木崎家文書「御用白土石灰旧記控」の人名であるが原本（復刻本）で確認を得られなかったので川勝守生前掲表の人名をそのまま採録した。EF は、寛政十三年正月石灰蠣殻灰煉売仲買「仲間議定之事」中の蠣殻灰竈持拾株の連印名前である。川勝守生前掲表では「御用白土石灰旧記控」中の同年月資料の人名を採用しているが、EE と同じ理由によりここではその採用を保留し別の資料から収録した。EG は、文化九年三月勘定奉行宛差し出された増運上御受け証文の連名である。EH は、嘉永五年十月に諸色掛り名主によって調査された「蠣殻灰竈持石灰問屋」の書上げ名前である。

EM～ES は、川勝守生前掲書第十三章四九九～五〇三頁「表 1 石灰・蠣殻灰仲買一覧」を基礎に「石灰・蠣殻灰仲買」名を採録した。人名データは原典から収録したがすべて復刻資料に拠り、原本との校合は行なっていない。

EM は、宝暦九年八月の石灰仲買名前帳で、EB と同じ資料である。四ッ谷陸附け仲買五人を含む。EN は、安永四年八月の蠣殻灰竈五箇所御免願いに対する、願い下げ願書の請書連名名前である。住所を欠く。この資料は川勝守生前掲書では、第二章九七頁表 5 附表として掲載されている。EO は、寛政七年四月の仲買帳のうち「仲買名前」として記載されている名前である。EP は、寛政十三年正月の石灰蠣殻灰煉売仲買の仲間議定連名である。EQ は、文化十三年三月の石灰蠣殻灰仲買仲間議定帳の連名で、石灰蠣殻灰煉売仲間、蠣殻灰竈持が所有している煉売株式の預り人、石灰蠣殻灰俵売仲買の三種別となっている。ER 及び ES は、嘉永五年十月に諸色掛り名主によって調査された「漆喰煉売灰仲買」と「漆

喰煉売灰仲買仮組」書上げ名前である。

依拠した復刻資料は、EA、EG、EH、ER、ES は「諸問屋再興調」拾捌（「諸問屋再興調」十のうち、東京大学出版会、一九七〇）、EB、ED、EM、EO、EQ は「川口家石灰関係文書（上）」（『青梅市史史料集』四九、青梅市教育委員会、二〇〇〇）、EE は伊藤栄一「御用白土石灰旧記控」（「小平郷土研究会会報」二、同会、一九六四）、EF、EP は、『江戸東京問屋史料・諸問屋沿革史』（東京都情報連絡室、一九九五）である。これらの中には誤字が多いと指摘されたものもあるので、原本との校合を行なったとしている川勝守生一覧表と対照してできるだけ正確な状態に近づけた。

石灰・蠣殻灰の生産と流通については、幕府行政としては勘定奉行の管轄となっている（ただし享保度、蠣殻灰竈持石灰問屋の竈数に関しては町奉行の取扱い）。

なお、八王子石灰竈主であった青梅市木崎義平家文書を復刻した、川勝守生『近世日本石灰史料研究』Ⅰ（岩田書院、二〇〇八）には、巻末に詳細な人名索引がある。

（執筆 田中康雄）

## FK（繰綿問屋）

### FK 江戸大坂繰綿問屋定法帳

FK は、五畿内繰綿問屋と取引定法を締結した際の、江戸四組繰綿問屋議定連印である。四組繰綿問屋の名称は、連名の肩書では貳拾壱番組、貳拾番組、三拾六番組、貳拾四番組であるが、同一文書中には別の名称で大伝馬町繰綿問屋、大伝馬町太物店、三拾六番組繰綿問屋、川岸繰わた問屋と記され、それぞれに該当するものとみられる。これらの名称間の関係についてあげると次のとおりである。なお、番組名については魚油問屋(GH・GF)の項参照。

FK (連名肩書)	FK (取締方定法差出名)	北島正元編著 『江戸商業と伊勢店』	林玲子 『江戸問屋仲間の研究』	AA
貳拾四番組	大伝馬町繰綿問屋	大伝馬町繰綿問屋	大伝馬町繰綿問屋	大伝馬町綿店組
貳拾番組	大伝馬町太物店	大伝馬町木綿問屋	大伝馬町木綿問屋	なし
三拾六番組	三拾六番組繰綿問屋	内店組繰綿問屋	三拾軒組	なし
貳拾四番組	川岸繰わた問屋	河岸組繰綿問屋	仮船方綿問屋	河岸組綿店組

(執筆 田中康雄)

## GA～GF（干鰯問屋）

GA 諸問屋再興調

GB 仲間極之事（宝暦 4）

GC 仲間極之事（宝暦 13）

GD 干鰯問屋記録

GE 干鰯問屋記録

GF 仲間為取替規定帳

## GG、GH（魚油問屋）

GG 干鰯問屋記録

GH 二十八番組魚油問屋地廻水油問屋名前帳

GA は、元文四年正月に干鰯問屋が「言上御帳面」（「諸問屋再興調」捌）に記帳され仲間公認となった際の記載名前である。これは、嘉永四年問屋仲間再興時の調査書類のうちにある写しである。写しは重複して二種あり、「干鰯問屋言上帳附写」を主として採録し「元文四年未正月廿七日言上書抜」で補完した。屋号を欠くが、原直史氏の推定屋号を注記した。

GB、GC は、干鰯問屋の規定帳である「仲間極之事」のうちの規定連印である。GB は、宝暦四年戌六月廿四日「仲間極之事」の規定連印である。住所を欠く。GC は、宝暦十三年未六月廿四日の規定連印（宝暦四年規定の再規定）である。住所を欠く。

GD、GE は、「干鰯問屋記録」の中に書留められたものである。「干鰯問屋記録」は、美濃版縦帳の同一体裁の二冊で（仮に第一冊、第二冊とする）、第一冊は明和～寛政、第二冊は弘化三年以降の記事が記録されている。二冊で完結しているものかどうか不明である。この資料は湯浅屋与右衛門家の留帳であり（原直史氏指摘、出典後掲）、湯浅与右衛門家は、干鰯問屋（干鰯魚 $\times$ 粕魚油問屋）のほかに、生布海苔芋屑切仲間、関東米穀三組問屋、雑穀為登組、魚油問屋、荒物問屋も営んでいた。またこの資料から同家は「地廻り米穀問屋」でもあったことがわかる。第一冊は表紙を欠き、第二冊は表紙の表面がはがれていて表題が不明である。ただ第二冊の初丁に、後に補ったと思われる「丙午、萬記録」という内題がある。

GD は、安永五年申六月十七日「取為替一札之事」の両場干鰯問屋式拾貳軒名前印形である。名前書きは四段に追い込み列記されている。住所を欠く。

GE は、天明三年九拾九里新網取立願人一件記事の中に写し込まれた「當時商賣致居候人数」である。名前書きは四段追い込み列記されている。住所を欠く。

GF は、天保三年壬辰年閏十一月「仲間為取替規定帳」の連印である。すべてに支配人名前が記載されている（支配人の押印あり）。退役した支配人については、連名後尾に追加再記がある。

GG は、前掲「干鰯問屋記録」(第一冊)のうちに書留められた、明和八年十二月改「魚油仲間式拾八番組人数覚」の名前書きである。住所を欠く。二二人のほか「今度加入」とする一〇人の名前が列挙されている。

GH は、安永九年四月に再調製された名前帳の控えで、右と同じく「干鰯問屋記録」(第一冊)のうちに書留められているものである。名前帳の表紙は「安永九年、庚子、四月／二十八番組魚油問屋地廻水油問屋名前帳」としてある。控え書きの前段に、名前帳再調製の経緯が記されているほか、名前帳の体裁について説明がある。名前書き末尾に加入者一名の追記がある。

魚油問屋は享保十一年四月名前帳提出を命じられた業種のうちの一つで、仲間として公認されていたが、文化六～十年の十組問屋再編と株仲間化の過程で干鰯問屋が十組問屋へ加入し「干鰯魚×粕魚油問屋」として鑑札が設定されたため、三十四番組が干鰯問屋と合流し、二十八番組は魚油問屋のままとなった。その後株仲間解散を経て、再興の段階で元通りの問屋名目に復した。なお、二十八番組魚油問屋・三十四番組魚油問屋の二種類があるのは、魚油問屋の内部組分けとしてあるのではなく、「古来惣名を川辺と申、壱番より五拾八番迄諸品入交」ったグループがあった、そのうちの二種類とみられる。つまり川辺何番組として、業種単位ではなく五十八番まで組分けされたグループの名前が残存したものと思われる。番組グループに含まれる業種としては、魚袖のほか「地廻米、酒、塩、竹木炭薪之類」があったとされる(「諸問屋再興調」廿壱)。現存資料でこの番組名が残存していると推定される業種としては、地廻り米穀問屋・竹木炭薪問屋があり、四組繰綿問屋の組名もこの番組名とみられる。

GA～GH は、住所や屋号を欠くものが多いが、これらの商人同士の同定は、原直史氏が丹念な考証を行なって一覧表にまとめられている(同氏『日本近世の地域と流通』山川出版社、一九九六、表二六・表二七)。この成果を活用することによって人名データの不完全さを補うことができるので、本データベースでは採録した。なお干鰯問屋の動向全般については同書「第三部 問屋と市」を参考とされたい。

(執筆 田中康雄)

## HA～HC（定飛脚問屋）

HA 定飛脚問屋願済一件

HB 仲間諸仕法取締願一件

HC 四度目再御触願一件

三度飛脚ともいわれ近世初頭に発生したものであるが、民間業者としては寛文四年に自立し、天明二年道中奉行により九人が定飛脚問屋の名目を許可された。それ以前には、元文六年には八人（元文四年以前も八人）、延享元年には七人、宝暦元年には九人、安水二年には九人であることが判明するが、名前データとして揃ったものは見出せない。

典拠はいずれも「駅通志稿」編纂資料のうちであり、本データベースでは児玉幸多校訂『近世交通史料集』七（吉川弘文館、一九七四）に活字復刻されているものに拠った。

HA は、天明二年十一月六日付け道中奉行宛定飛脚問屋公認請け証文の差出連名を採録した。これには屋号を欠くが触書き中にある名前によって補った。

HB は、享和三年七月九日付け道中奉行宛仲間定法趣旨聞届及び天明二年触の再触れについての請け証文差出連名を採録した。

HC は、文政十三年六月十九日付け道中奉行宛請負荷物取扱方について再触れ請け証文の差出連名を採録した。

（執筆 田中康雄）

## HF～HK（六組飛脚屋）

HF 六組飛脚屋旧記（乾）

HG 六組飛脚屋旧記（坤）

HH 江戸六組中間

HI 江戸六組飛脚屋仲間

HJ 江戸六組飛脚屋仲間

HK 江戸六組飛脚屋仲間

上下飛脚屋あるいは通し日雇・道中師ともいわれ、参勤交代の大名などに人員供給を請負った。江戸市中の地区名を冠した六組の組分けがある。

HF、HG の原典は「駅遞志稿」編纂資料のうちであり、本データベースでは前掲『近世交通史料集』七に活字復刻されているものに拠った。

HF は、延享元年に道中不法者の押取えを飛脚屋から町奉行ほかへ願い出た際、その経過文書を回付した宛先の組合員名を採録した。住所がなく、原典記載の合計人数と記載人数とで食違いがある。神田組に一名記載漏れがあるかと思われる。

HG は、道中不法者取締触流し方について町奉行所へ願い出た際、天明元年正月付け提出された組合員名を採録した。原典記載の総合計人数と記載された人数とで食違いがある。

HH は、六組飛脚屋の木版本印鑑帳である。横大本二つ切り。静岡県立中央図書館所蔵駿河国駿東郡原宿渡辺家文書本に拠った。標記題箋は「江戸六組中間」、一丁目表に「江戸六組日雇頭仲間」とある。名前に訂正貼紙した箇所がある。末尾に「右は寛政元己酉年四月三日、道中御奉行根岸肥前守様於御役所、江戸日雇頭六組仲間御定被遊、并五海道え御触流被成下置候上、道中宿々え日雇頭印鑑壱冊宛可相渡置旨被為仰付候、以上、寛政元年酉五月、世話人荒井氏」と記され、HG の道中不法者取締触流し願立て一件経過の中で、仲間公認が実現した結果、宿々へ配布した組合員の印鑑帳であることを示している。住所、屋号・名前は木版刷りであるが、名前下には各々押印されている。

HI、HJ、HK は木版刷り一枚物の名簿で、表裏二面に摺られている。三種類似の体裁である。HI は国文学研究資料館史料館所蔵日本実業史博物館準備室旧蔵資料（実博番付七三）、HJ は通信総合博物館所蔵資料（SJ-A2）、HK は通信総合博物館所蔵資料（SJ-A3）に拠った。

HI は、表面は折り畳み状態（横七つ折り縦二つ折り）での表紙部分を除き六段三〇行に、裏面は六段三五行に区画された界線内に名前を刻す。各段は組別に割り当てられ、一行目に組名がある。表紙相当部分には「江戸六組飛脚屋仲間、嘉永六癸丑年四月改、賣買禁」とある。

HJ、KH は、表面が表紙部分を除き六段二八行、裏面は六段三三行の区画となっている。HJ の表紙相当部分には「江戸六組飛脚屋仲間、安政元甲寅年十二月改、賣買禁」、HI の表紙相当部分には「江戸六組飛脚屋仲間」裏面末尾行に「萬延元庚申年閏三月改正、禁賣買」

とある。

三種とも、各段は組ごとの人数が異なるので、組人数を超える枠は空欄となっている。

HH～HK については藤村潤一郎氏による翻刻があり、詳細な解説を付す（「翻刻飛脚関係摺物史料」〈五〉『創価大学人文論集』一二、二〇〇〇）。

（執筆 田中康雄）

## IA（藍玉問屋）

### IA 藍仲間式法記

IA は、文化元年四月藍玉問屋仲間が公認された際、樽役所へ提出された名前書きである。三木文庫所蔵「藍仲間式法記」の中に書留められている「藍玉屋名前帳」の記事である。『東京市史稿』産業篇第四十六（東京都、二〇〇五）に拠った。

（執筆 田中康雄）

## JS（石屋）

### JS 石問屋文書仲間規定留

JS は、文化十二年八月に石問屋仲間が従来議定を改訂した際の連印である。東京都公文書館所蔵石問屋文書「仲間規定留」の記録である。『東京市史稿』産業篇第四十八（東京都、二〇〇七）に拠った。住所を欠く。異動書き継ぎがある。

（執筆 田中康雄）

## JT（豆腐屋觸次世話人）

### JT 類集撰要四十二

享和三年に、豆腐屋の名前帳差出しの願いに対し、觸次世話人を認めるという形で任命された人名である。この時の人数は二八人で、嘉永四年「諸問屋名前帳」登記人数は四七人である。

典拠は、町触として「類聚撰要」四十二（旧幕府引継書八〇四／四）と、「御触町触諸達」（東京都公文書館）に掲載されているが、前者には二名の脱漏があり、人名等についても両者の間には異同がある。人名の異同はどちらが正しいか判定できないので、本データベースでは後者を採録し、前者との異同を注記した。前者は東京都『東京市史稿』産業篇第四十五（東京都、二〇〇二）に、後者は近世史料研究会『江戸町触集成』第十一卷（塙書房、一九九九）に翻刻、収録されている。本データベースでは『江戸町触集成』に拠った。

（執筆 田中康雄）

**KA~KD (廻船問屋)**

- KA 諸問屋沿革誌巻五**
- KB 諸問屋沿革誌巻五**
- KC 諸問屋沿革誌巻四**
- KD 諸問屋沿革誌巻四**

KAは、元文元年十月二十七日廻船問屋仲間が言上帳へ記載、押印した際の連名である。KBは、組合員減少により番組を組み替えた際の申し合わせ連名である。このとき全十番組から三番組が欠番となった。住所を欠く。KCは、廻船問屋の受持ち場所・得意先を取り決めた式法帳の組合員連印である。KDは、「株帳写仕法」の文政十一年三月現在の連名である。これらはすべて『江戸東京問屋史料・問屋沿革誌』（東京都公文書館、一九九五）に拠った。

(執筆 田中康雄)

## **KM（小間物問屋）**

### **KM 諸色小間物問屋名前帳**

KMは、文化九年四月小間物問屋が町年寄へ再提出した名前帳である。前書きに享保十一年五月組合公認のことを記す。東京都『東京市史稿』産業篇第四十八（東京都、二〇〇七）に拠った。

（執筆 田中康雄）

## LA～LC（番付類）

LA 江戸じまん

LB 大江戸能簾鏡

LC 大江戸古着店日之出番附

LAは欄外に「文化十二歳改」の年記と「再板」の版次表示がある。版元印は泉<sup>㊦</sup>で、泉栄堂（和泉屋栄吉か、和泉屋吉兵衛か）かと思われる（井上隆明『改訂増補近世書林板元總覧』青裳堂書店、一九九八）。大きさは半紙二枚継ぎ。

体裁は通常の番付風で東西に分かれ各五段に業種、住所、屋号・名前を載せる。業種は三五種、東西の区分け基準はとくに見出せない。ただし行司、年寄、勸進元の人名と東西の大関、関脇、小結、前頭（一枚のみ）については業種がない。

LBは半紙一枚大、四枚組。各葉上部欄外に「大江戸暖簾鏡」と題し、中央の主宰者欄には「壺番（二枚目以降各番）大福帳、嘉永六年丑新板、次第不同甲乙不撰」と大福帳を模した枠取りがある。版元は不明。東西の区分はなく、業種別の区画に屋号・名前を暖簾印と住所略称とともに載せる。業種は四八業種ある。

LCは、古着店に特化した番付である。大きさは美濃版二枚継ぎ。上部欄外に「大江戸古着店日之出番附」と題する。横二列（東西の表示なし）、縦五段の区画と中央主宰者欄に、住所、屋号・名前を載せる。左列最下段左隅に「安政二卯睦月改、小蝶樓筆／商賣繁昌大吉利市大々叶／禁ス賣買堅五百枚限絶板」、右列最下段左隅に「甲乙次第不同不論市中同商賣ヲ早く見安カラシメン為ニ書記、此外東西ニ改（カ）多御座候、追々書加候」とある。右列最下段右隅が欠損している。このため住所（ないしは屋号頭字まで）が判明するが屋号・名前の判明しないもの四、住所と屋号まで判明するが名前が判明しないもの三がある。

（執筆 田中康雄）

## MA、MB、Mb、Mx、MC（御用金上納者名簿）

MA 御褒美被下候者共名前

MB 江戸御用金上納控

Mb 御用金納高

Mx 御用金納帳

MC 用金上納帳

MA は、文化三年の江戸における御用金上納者名簿である。三井両替店江戸店の旧蔵で、同店で写しを作成したものかと思われる。表題の「御褒美」とは「於江戸表御用金被仰付町々之者夫々御用金相勤申候者へ被下候事也」の意である。上納は数人のグループ（一～五人）ごとに行なわれ、「上置」金と「上切」金とがある。これに対する御褒美としては「苗字御免」と「褒美銀」とがある。御用金受納日付は文化三年十月四日、十一月六日、十二月二十一日、十二月二十九日の四種である。各グループ単位で記載されている受納文言は、各人ごとに重複して掲載した。

MB、Mb、Mx は、江戸における文化十年の御用金上納者名簿である。内容的には同じものであるが、少しずつ食違いがありいずれを決定本とするに足りないので、敢えて三種とも採録した。

MB は、上下二冊の写本。後と表紙を付加して改装丁されており、その題箋は「文化十年、江戸御用金上納控、上（下）」となっている。原表紙は直書きで「御用金上納控」とする。三井文庫で大正十一年九月に購入したものである。裏表紙裏に当時の三井文庫職員の手によるとみられる書き込みがある。「大正十一年九月、古書展覧会ニ於テ之ヲ求ム」。同じ手で「上」には「共二冊之内」「下」には「共貳冊之内」とあるのでこのとき既に二分冊に装丁されていたものと推定される。しかし原本は体裁や虫食い跡よりみて一冊であった可能性がある。末尾には「文化十二年亥四月写ス也」とあり、御用金上納時から間もなく書写されたものと思われる。

上納者の配列は、左の七区分で、十組加入非加入・文化三年御用金の上納・不上納と金額、さらに御用金を上納しない者によって区分されている。区分内は概ね金額の大小順となっている。「業種」欄には（ ）内に示した略称で表示した。

「上」

（中扉）「菱垣廻船積仲間十組問屋之内、御用金上納仕候者共名前」

（見出し）「菱垣廻船積仲間十組問屋之内、寅年御差加金上納仕候者ニて此度、御用金上納仕候者名前」 （十組、寅年上納）

（見出し）「菱垣廻船積仲間十組問屋之内、寅年御差加金上納不仕候者ニて此度、御用金上納仕候者共名前」 （十組、寅年不上納）

「下」

(中扉)「寅年御差加金上納不仕候者にて此度、御用金上納仕候者共名前」 (十組外、寅年不上納)

(中扉)「寅年御差加金上納不仕候者共之内此度、御用金五拾両以下上納仕候者共名前」  
(十組外、寅年不上納、五拾両以下)

(中扉)「寅年御差加金上納仕候者にて此度、御用金上納仕候者共名前」 (十組外、寅年上納)

(中扉)「御用金申諭候所御免願候者共名前」

(見出し)「御用金申諭候所御免相願候者共」 (御用金御免)

(見出し)「寅年御差加金上納仕候者にて、此度御用金之義申諭候所御免相願候者共」  
(御用金御免、寅年上納)

この上納者と金額の記載上の問題として、共同上納となっている場合、一件の共同上納者の範囲が列記の前後で必ずしも明確でなく判別しにくいことがある。Mb と照合することによって判別できる場合がある。

Mb は、東京国立博物館の徳川宗敬氏寄贈本のうちにある。三冊の写本。

各冊の区分は(冊順はラベル番号による)、

第一冊(表紙)「寅年御差加金上納不仕候者にて此度、文化十酉年閏十一月、御用金納高」

第二冊(表紙)「菱垣廻船積仲間十組内、文化十酉年閏十一月十二月兩度二、御用金納高」

第三冊(表紙)「菱垣廻船積仲間十組内、文化十酉年閏十一月十二月兩度二、御用金納高」

となっているが、MB の区分に倣えば第二冊・第一冊・第三冊の順とするのが妥当であろう。第二冊は MB 「上」冊に、第一冊は MB 「下」冊の第一区分に、第三冊は MB 「下」冊の第三区分に相当する。

MB と Mb とでは金額の原典合計値は殆ど一致しているものの、人数と金額の実集計値と原典合計値とは両者とも食違がある。また Mb には共同上納者の上納金内訳金額が記載されている。

Mx は、旧幕府引継書のうち、「御用金納帳」(八〇二/三七)と「御用金上納帳」(八〇六/八〇のうちの第一冊目)である。前者は文化十年十一月二十九日納、後者は同年十二月十九日納の分で、上納日付別による簿冊仕立になっている。内容は、半丁に一人ずつ一つ書きで記載され、日付、金額、住所、名前のほか、押切り印がある。MB・Mb と比較すると上納者人数としては三分の一程度となっている。五〇両未満はない。どのような範囲がカバーされているか未検証である。

MC は、嘉永七年の御用金上納帳で、旧幕府引継書のうち「用金上納帳」（八〇六／八〇のうち第二冊目から第七冊目）である。原表紙の表題は「御用金上納帳」で、現在の製本冊数のうち第二・三冊が原冊「参」、第四・五冊が原冊「壹」、第六・七冊が原冊「弐」である。内容は、半丁に一人ずつ一つ書きで、総金額、住所あるいは肩書、名前があり、その次行以下内書きとして分納金額が日付別に記載されている。各々の分納金額には押切り印が押されている。殆どが二、三回の分納となっている。分冊の内容区分は上納金額別で、原冊「壹」は五〇〇〇両～一二五両、原冊「弐」は一〇〇両～七〇両、原冊「参」は六〇両以下及び上納切となっている。

なお旧幕府引継書の「用金上納帳」（八〇六／八〇）として一括で扱われている帳簿（現在製本冊数七冊）は、上記のように文化十年の御用金と嘉永七年の御用金の記録が混在している。現在の製本冊数の第一冊目が文化十年の御用金で、第二冊目から第七冊目が嘉永七年の御用金記録である。

（執筆 田中康雄）

## NA、NB（水油問屋）

### NA 油問屋仲間名前帳

### NB 油商旧記

NA は、表紙に「文政十一歳、戊子、正月吉日／仲間名前帳」、裏表紙に「升源」とある。内容は、水油問屋、油仲買（真組・二番組・仲善組・古組）、仕入方、地廻問屋、魚油問屋、粕仲ヶ間に区分されている。押印はない。粕仲ヶ間は屋号・名前の頭字だけの略称で記載されている。名前書き以外の記載はない。

NB は、幸田成友氏により書写収集された「加藤家蔵油商舊記」のうちに収められている「下り油問屋名前住所并休株書付」の名前書である。天保三年三月中の町会所より尋問に対する返答書のうちに含まれる。休株分は丁を改めまとめて記載されている。加藤家の先祖は四谷傳馬町三丁目の油商三河屋長九郎で、天保三年当時は水油仲買であった。油問屋への加入は天保八年であるので、当資料に記載されていない。

（執筆 田中康雄）

## Oa~Og、Ok (奥川船積問屋)

- Oa 奥川船積問屋規則 (天明 5)
- Ob 奥川船積問屋規則 (安永 2)
- Oc 奥川船積問屋規則 (寛政)
- Od 奥川船積問屋規則 (文化 6.10~)
- Oe 奥川船積問屋規則 (文化 6.5)
- Of 奥川船積問屋規則 (嘉永 5)
- Og 奥川船積問屋規則 (安政 4)
- OK 十組奥川船積問屋場所附

Oa~Og は「奥川船積問屋規則」に収録されている文書記録に記載されている名前を採録した。「奥川船積問屋規則」は、「駅逓志稿」編纂資料として奥川船積問屋「規矩帳」(安政四丁巳年十一月日、乾坤二分冊)を筆写し、新たに表題を付けたもの。原本は伝わっていない。「規矩帳」は寛文期以来の幕府との関係書類をまとめて写したもので、願書類のほか問屋仕法や船積問屋の荷送り先が権利化した「積場所」の一覧等を含む。

Oa~Od、Of、Og は各文書の連名を採録した。Oe は積場所地名分け一覧から採録した。Oe には株の異動も記録されているが、写本であるため原本の書き込み順序や筆跡等の情報が伝わらず、正確な異動状況を復現できない憾みがある。

OK は木版一枚刷り。縦三五センチ、横四七センチ。奥川船積問屋の積場所一覧である。上下二段、三五人分の界線内に得意先地名を冠した問屋種別、積場所(河岸等)、住所、屋号・名前を記載してある。上段一行目に「十組奥川船積問屋附」と題す。刊記は紙面左端欄外に、版元印  と「文化八辛未年正月建之」とある。表題下に「積合場所者是迄之通御荷出シ可被下候」とあることから、一般荷主向けに印行されたものとみられる。上段名前欄一・二行目の住所、屋号・名前が欠落している。前後年代の資料により「利根川屋多吉」であることが推定できる。

(執筆 田中康雄)

## PM（地廻り米穀問屋）

### PM 江戸諸問屋印鑑

「江戸諸問屋印鑑」縦帳一冊。この表題は表紙とともに後世付けられたものと思われる。表紙裏に「穀屋印鑑」と墨筆の書き込みがある。小口の口取りに番組名を出してある。毎半丁に三人ずつ印鑑押印、住所、屋号・名前を記載してある。ただし貳拾九番組は住所の記載がない。印鑑は屋号、暖簾印、住所などを彫り込んだ証書類に使われる店印である。内容は地廻り米穀問屋の印鑑帳である。年記を欠く。「諸問屋名前帳」等と比較対照すると、萬延元年の後半と推定される。

（執筆 田中康雄）

## QA～QC、Qf、Qi～Qk、QP（札差）

- QA 札差事略
- QB 札差住所書
- QC 御蔵前札差家業名題帳
- Qf 惣札差株帳
- Qi 札差株帳
- Qj 札差株帳
- Qk 札差株帳
- QP 札差條目帳

QA は、「札差事略」が文化十四年正月に編纂が成った際の「札差事略」の奥書連名で(卅五 附録三)、最終文政十一年までの異動書き継ぎがある。一橋大学札差事略刊行会編『札差事略』（創文社、一九六五～六七）に拠った。

QB、QC、Qf、Qi～Qk、QP は、旧幕府引継書の資料である。QB は「札差住所書」で、表紙年記「文政七甲申年七月」とし内容は名前だけの名簿である。QC は、表紙は「御蔵前札差家業名題帳」とあり、国会図書館の請求番号が八一一／二四の同番号で二本存在する。原表紙に貼られた旧番号札は両者別番号で、フィルム番号 34-1 の方は「十二ノ四第二棚」、34-2 の方は「十二ノ三第二棚」とある。両者の体裁、内容は殆ど同じであるが、登記記事の文言に若干異なる箇所がある。本データベースでは前者を「甲本」後者を「乙本」として、両者の登記記事を重複して掲載した。内容は「諸問屋名前帳」一般と同じ前書きがあり、半丁一人ずつ記載されている。現在「諸問屋名前帳」として取扱われているものには札差が含まれていないが、これが札差の名前帳に相当すると考えられる。

登記記事文言から、甲本は町年寄館氏、乙本は北町奉行所の登記管理にかかるものと思われる（「諸問屋再興調」参）。

Qf、Qi～Qk は、「惣札差株帳」に記載されている名前書き四種を採録した。「惣札差株帳」は「安永七戌年十月、惣札差株帳」の原表紙がある。目録上は「札差株帳」となっているが、原表紙題名を採った。内容は享保九年以来の町奉行申渡や仲間規定を書き込み、それに合わせて数年次の連名がある。Qj、Qk には異動の書き継ぎがある。

QP は、「札差條目帳」の末尾にある嘉永五年四月現在の連印とその後の異動書き継ぎ記事である。「札差條目帳」は享保九年以来の仲間規定を集成した規定帳で、各時期の規定には当時の組合員の連名があるが、他の資料と重複するので、ここでは帳簿の調製時期である嘉永五年の連印を採録した。

（執筆 田中康雄）

## RA～RF、Rh～RJ、RK（両替屋）

- RA 銭屋組合判形帳
- RB 銭屋商組連判帳
- RC 五組定法帳
- RD 仲間規定書
- RE 両替地名録
- RF 両替地名録
- Rh 両替年代記
- Ri 両替年代記
- Rj 両替年代記
- RK 両替屋株帳

江戸における両替屋には、本両替、三組両替、番組両替、寺社門前両替があるが、ほかに一時期五組両替があったことが確認されている（三井高維『新稿両替年代記關鍵』巻二考證篇、岩波書店、一九三三）。

RA～RC は五組両替、RD は三組両替のうち三田組、RH は本両替、RK は番組両替のうち式拾四番組のものである。RE・RF は本両替、三組両替、番組両替、寺社門前両替のすべてが掲載されている。RA～RD は、大蔵省文庫旧蔵資料のうちで、原本は関東大震災で焼失している。三井文庫が被災直前の大正十二年三月に作成した写本に拠った。

RAは、判形帳を表題としてあるが、印鑑が押印されている者は全部で三三人記載されている者のうちの五人にすぎない。

RE、RFは、横小本、美濃三つ切り（小ぶり）。REの刊記は「嘉永七寅年仲秋新刻」、RFはこれに「安政四巳年五月改メ」の一行を追加するとともに丁を移動してある。両者は同版とみてよいが、株の異動訂正のほか、いくつかの相違点がある。REには「仮組」があるがRFにはない。世話役名前はREには「××組世話役」として「仮組」名前の次にあるが、RFは「××組臨時世話方」として同様の位置に住所付で掲載されている。またRFには各番組の名前には「世話方」として「▲」印が付されている。

本データベースでは三井文庫所蔵本に拠った。同所蔵本には原題箋はない。因みに、江戸東京博物館所蔵の嘉永七年版の一本に「両替地名録 全」の原題箋がある。

内容は、「○通用金目録」「○本両替屋」「○金銀包封之儘通用名前」に続いて「両替地名録」と題して三組之部（神田組、三田組、世利組）と各番組両替（二～二拾七番組）、寺社両替、仮組(REのみ)の後、世話役、立合所が掲載されている。各名前には兼業職種が記されているが、番組両替屋のうち、拾二番組、拾四番組、二拾三番組、二拾六番組には全くその記載がない。兼業種は「記事」欄に〔業務〕として掲示した。

また嘉永版には修正版が存在する。刊記や「仮組」部がある点などは嘉永版の特徴を備えているが、組合員の異動による名前への入替えがある。一部は安政四年版と同じ名前に変

更されているが、安政四年版ではじめて変更されている名前もあるので、安政四年版刊行までの部分的修正版であるといえよう（東北大学附属図書館所蔵狩野文庫本の例）。修正箇所の違いによる異版がほかに存在するかどうか確認していない。本データベースでは修正箇所を反映させていない。

Rh は、「両替年代記」のうち「古来より本両替屋名前略記」の部で、明暦期から文化五年までに存在した本両替の名前（住所を欠く）を、同書の编者（竹原文右衛門店手代久兵衛）がまとめたものである。したがって本データベースの資料採録方針に合致しないが、比較的古い年代の名前がある点を重視して採録した。ただし「両替年代記」の編纂は弘化二年であるので、右の期間の本両替すべてを網羅しているかについては確認できない。むしろ同書の编者自身が合計人数を「古今通計七十三人」としながらも「按ニ両替中名前帳、孫店ハ不記者多有之故ニ洩たるも多かるへし」と注記している点に留意する必要がある。

Ri は、「両替年代記」の元文元年銀切賃御咎一件記事で引用されている慈悲願書の差出連名で、屋号・姓が記されていないが、三井高維氏翻刻本の註によって名前を注記した。

Rj は、町年寄樽屋において両替屋名前帳が出来た際に押印した名前として挙げられている名前で、その後の異動も原編の编者により簡単に注記されている。

なお、本両替については江戸本両替仲間の「本両替屋判形帳」があり、文政十年から明治五年までの各年における本両替屋名前（押印あり、住所なし）と手代全員の名前が記載されている。この期間の本両替屋名前については完全な記録である。また『新稿両替年代記關鍵』巻二考證篇に、各種資料をもとにした旧三井文庫調査「江戸の本両替仲間人名一覧表」が掲載されている。連年全員が揃ってはいないが明暦三年～明治五年の名前変遷が示されている。

RKは、番組両替のうち式拾四番組の株帳である。三井高維氏旧蔵で現在は国文学研究資料館史料館所蔵。嘉永四年の仲間組合再興後に新調されたものとみられる。この再興仲間組合は組合員人数を制限するものではないので、「株仲間」と表示することはできない筈であるが、両替屋は薬種問屋、暦問屋等とともに文化度以前から人数の制限が認められていたことにより、再興後も同じ扱いで「株仲間」と表記したのであろう。組合員の名前には押印があり、登記事項の変更がある場合、見せ消し抹消を施したうえで、登記記事を書加えている点は「諸問屋名前帳」と類似しているが、再興の趣旨に基づいた前書きはなく、代りに仲間規定と変更登記事項が掲げられていること（左掲）、本文内容は半丁に二人ずつ記載され、登記記事の文言は変更事由と許可日付が主体であること、名前の記載順が全く異なること、譲渡などで名義の異動があった場合は後続丁へ書き足していることなどの相違がある。また記録事実に「諸問屋名前帳」との間で相違がみられる。同じ仲間組合側の名前帳でも「下り酒問屋名前帳」（SC）とはやや趣を異にする。

なお、組合員に変更があった場合に書替えるべき事項として、忤家督讓、後見替り、支配人替り、家主替り、印形替り、所替り、が挙げられている。

定

- 一御公儀様御法度之趣、堅く相守可申事
- 一御公用大切ニ相勤可申候事
- 一両替之儀は日々之以相庭不同無之様ニ賣買可仕候事
- 一仲間入用之儀は、月々之行事取計、多分ニ相懸り不申様可致候事
- 一不依何事ニ仲間一同申合相談決著仕候儀、後日ニ破談ニおよひ申間敷候事
- 一加入之儀は、新規願之方ハ組内爲加入金

金貳千疋

- 一讓請願之方は、爲加入金

金千疋

右之外惣仲間え爲扇子代

銀貳枚

右之通申合候上ハ（候、桁字）、急度相守可申候、以上

- 一忰家督讓 一家主替り
  - 一後見替り 一印形替り
  - 一支配人替り 一所替り、
- 右之儀有之候ハ、早々書替相改可申候事

RA~RF、RK はすべて三井高維『新稿両替年代記關鍵』卷一資料篇（岩波書店、一九三三）に翻刻掲載されている。ただし RE、RF（「両替地名録」嘉永七年版・安政四年版）はともに著者三井高維氏所蔵本（当時）の翻刻である（なお「両替地名録」安政四年版として掲げられている写真図版は嘉永七年版の誤りであるほか、右の翻刻全体は校訂が必ずしも良好とはいえないのは残念である）。

（執筆 田中康雄）

## S1、S2、S6～S9、SK（下り酒問屋）

- S1 酒問屋人別書上名前
- S2 冥加金上納書
- S6 下り酒問屋名一覧（Ⅰ）
- S7 下り酒問屋名一覧（Ⅱ）
- S8 下り酒問屋名一覧（Ⅱ）
- S9 下り酒問屋名一覧（Ⅱ）
- SK 下り酒問屋名前帳

S1、S2 は、横地信輔『東京酒問屋沿革史』（東京酒問屋統制商業組合、一九四三）に掲載されている酒問屋名前から採録した。S1 は、元文二年のものとして掲載されている名前である。同書には、元文二年に町年寄樽役所より「酒問屋人別書上」を命ぜられた時に提出したものに拠ると七十四人となっている（原資料不明）、とされているが掲載人数は七十二人である。上下二段に記載されている名前順は、上段→下段→次行上段→下段の順と判断して住所欄の「同」を解釈した。

S2 は、慶応元年十一月の入津樽数に応じた冥加金の書上で、原資料が引用されている。下り酒問屋には住所記載がない。

S6～9 は、柚木學『近世灘酒経済史』（ミネルヴァ書房、一九六五）中の下り酒問屋一覧表（第 49 表、第 58 表）から、他資料と重複する年代を除き採録した。表は人名のみを掲げ、変遷を示しているものである。住所は記載がない。各々の典拠資料は明示されているが、本データベースでは遡及して当たることはできなかった。

SK は、下り酒問屋仲間の仲間名前帳である。「諸問屋名前帳」の下り酒問屋名前帳に対応する仲間側の名前帳である。「諸問屋名前帳」とほぼ同文の前文があるが、日付は異なり「嘉永四亥年十二月廿四日」となっている。記載の形式は「諸問屋名前帳」と類似しているが、登記記事の文言は、出願・許可の文言となっているほか、登記事項の異同には印影に抹消符を施しているが必ずしも励行されていない。名前の記載順は一部を除いて「諸問屋名前帳」の順と同じである。

（執筆 田中康雄）

**Ta～Tf（薬酒問屋）**

- Ta 組合条目連印**
- Tb 仲間商売条目誓約連印**
- Tc 見世置代呂物取扱申合連印**
- Td 代呂物日限遵守連印**
- Te 新店世利売につき仲間誓約連印**
- Tf 薬種問屋由緒拝承連印**

いずれも東京薬種貿易商同業組合編『東京薬種貿易商同業組合沿革史』（東京薬酒貿易商同業組合、一九四三）に引用されている記録にみえる本町組薬種問屋名前である。典拠は、Ta～Teが「当組合蔵」文書、Tfが組合蔵文書の写本（原本は関東大震災で焼失）となっているが、同組合を継承している東京薬事協会にはこれらの原本は伝わっていない。引用文には誤読、誤植と推測される箇所が散見されるので、推測可能な範囲で注記を施した。

（執筆 田中康雄）

## Ua~Ud (砂糖問屋)

**Ua** 寛政七年住吉講組合創立者

**Ub** 初代江戸住吉明德講組合員

**Uc** 住吉講明德講合併江戸住吉明德講組合員

**Ud** 太々講組合員

砂糖は薬種として扱われた商品であったが、完全に薬種類の一種という位置づけに留まっていたわけではなく、薬種問屋が取扱う一方で、薬種問屋以外の取扱業者も存在した。したがって砂糖問屋として同業仲間を結成する契機は存したわけで、実際に「講」という名称で同業仲間を結成していた。しかし十組問屋中の独立業種として仲間を構成することはなかった。いずれも東京砂糖貿易商同業組合編『東京砂糖貿易商同業組合沿革史』（東京砂糖貿易商同業組合、一九三八）の「附録」として掲載されている各組合員名簿から採録した。

Ua は、寛政七年四月に創立された「住吉講」組合創立者名。Ub は寛政七年三月創立の「江戸住吉明德講」組合員名、Uc は文化三年二月この二つが合併した「江戸住吉明德講」組合員名である（天保十二年まで存続）。Ud は、株仲間再興令後創立された「太々講」組合員名である。

これらは、いずれも一定時点における名前書上や連名の原資料の引用ではなく、同書の編者が各「講」存続期間内における組合員のすべてについて、後世までの異動を含めまとめたものである。本データベースの採録基準からやや外れた性格のデータではあるが、この業種としては包括的なものであるので採録した。なお、同書中（ ）が用いられている箇所は、本データベース編者の注（ ）と区別するため〈 〉に代えて掲載した。

（執筆 田中康雄）

## VA～VC（出版業）

### VA 裁配帳二

### VB 書物問屋名前帳

### VC 地本草紙問屋名前帳

出版関係同業仲間には、書物問屋仲間、地本双紙問屋仲間、板木屋仲間がある。

VA は、大坂本屋仲間の「裁配帳」二番に江戸三組惣仲々間名前として書留められている書籍問屋名である。本データベースでは大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』第九巻（大阪府立中之島図書館、一九八二）所収の復刻本に拠った。

文化元年四月現在の名前に貼紙で追加、訂正がなされている。年次が記載されている貼紙の最新年次は文化十三年四月である。上里春生『江戸書籍商史』（出版タイムス社、一九三〇）には、住所を同書編者の推定で補充したうえで引用されているが、原本とは異同もある。

VB は、半紙三つ切り横小本の筆写本。臨模複製したものと思われる。匡郭があり、半丁に五人ずつ記載されている。堂号あり。本文全八丁のうち第七、八丁は「書物問屋仮組」として区別している。年記はないが VC と同じ嘉永六年頃かと推定される。なお旧幕府引継書の「諸問屋名前帳」には書物問屋の冊を欠く。

VC は、横小本の筆写本。臨模複製したものと思われる。本文は「地本草紙問屋元組」と「地本草紙問屋仮組」とに大別され、半丁に八人ずつ記載され、各店ごとに暖簾印を付す。年記は原表紙を模した題箋の右脇に「嘉永六丑年」と書写されているが、原本に後筆で書入れたものをそのまま書写したものと推定するのが妥当であろう。一応成立年次としてこれを採用した。東京都公文書館に同様の複製写本が存するが、丁面の匡郭が略され、町名の字使いが異なるところがある。

書籍商の人名については井上隆明『改訂増補近世書林板元總覧』（日本書誌学大系 77、青裳堂書店、一九九八）がある。これは、近世の出版目録、名鑑、地誌、書籍商仲間記録や、図書館等の収蔵目録、書誌学・出版文化史研究書等のあらゆる関係資料から、書籍商の人名データとその書籍商による刊行書の概略とを集大成したもので、現時点で近世書籍商を網羅しているといえる。江戸の書籍商もこのうちに含まれるので、必須参照文献である。巻末に「堂号本姓雅号一覧」と「通称索引」がある。ただ本データベースとは収集方針も異なるので、この中から採録することはしなかった。

（執筆 田中康雄）

## WA、WB、WF～WL、WP（材木屋）

- WA 材木仲買人別帳
- WB 材木仲買人別帳
- WF 鯨船御公役御請負証文
- WG 仲間規定之事
- WH 川辺問屋人数定名前書
- WI 乍恐以書付奉願上候一札之事
- WJ 定
- WK 名前帳
- WL 鯨御船鞘番所御用連印帳
- WP 川辺古問屋人数定名前書

材木商及び関連業種は、創業の系譜と商業的機能とによって種別がある。江戸町名主の調査によれば、板材木問屋、熊野問屋、川辺壺番組古問屋、川辺問屋、炭薪仲買、木場材木問屋、材木仲買の各種がある（「諸問屋再興調別帳」、享保～寛政の問屋名目）。川辺壺番組古問屋と川辺問屋は合わせて竹木炭薪問屋及び炭薪問屋ともいわれる。材木仲買は「名前帳」登録されていない。

WA は、美濃版大竪帳の、材木仲買名簿である。表紙に「天保十二年、辛丑、正月吉日／材木仲買人別帳」とある。内容は、前書きと名前書の初期記載があり、前書きの後に嘉永四年觸書き、及び名前書の後に仲間公用記事が異筆で追加記載されている。名前に押印はない。活字翻刻として助野健太郎「勝田家文書（二）一江戸材木商史料一」（『聖心女子大学論叢』二一、一九六三）があるほか、東京材木仲買史編集委員会編『東京材木仲買史』（東京材木商協同組合、一九六六）に表紙写真と一部の翻刻があり、本データベースではこれらに拠った。ただし誤読が疑われる箇所については、かつて編者が原本照合した三井文庫の江戸商人名前カードによって修正したところがある。名前は組別に配列されている。

WB は、横長帳、木版刷りの材木仲買名簿である。表紙に「嘉永五年、壬子、九月吉日／材木仲買人別帳」とある。名前は組別に配列され、店印が押印されている。

なお WB と類似の材木仲買名鑑が二種存在するが（「江戸材木屋印鑑」「江戸材木問屋印鑑」東京都立中央図書館東京誌料のうち）、貼紙、追記等による改廃が多く、編者として変更順序を含めた解釈が及んでいないため、本データベースでは割愛した。

WF、WG、WI、WJ、WK、WL は、川辺壺番組古問屋の人名で、島田錦蔵編著『江戸東京材木問屋組合史』（大日本山林会、一九七六）所収の川辺壺番組古問屋文書数種に記載されているものである。同書によれば同文書は東京材木問屋組合に伝えられ、東京大学に寄贈、保存されているものである。文書は損傷が進んでいて、「装釘がバラバラになっているものが多いので、帳簿別に掲載することができない。そこで史料を年代順に、内容別に、一項目単位に整理して掲載することした。」（同書「自序」）という。したがって記録

文書の外形情報は記述できない。

WF は、寛保三年株仲間としての公認を得ると引替えに幕府鯨船の維持御用を請負った際の請負証文連名である（右同書六二頁）。

WG は、延享四年四月木場材木問屋・川辺壺番組古問屋「仲間規定」連印のうちの川辺壺番組古問屋名前書である（右同書七八頁）。

WI は、明和七年五月の商賣躰取締方再触れ願上一件連判証文の名前書きである（右同書一二九頁）。

WJ は、安永十年三月仲間規定の連名である（右同書一四四頁）。

WK は、嘉永四年三月、仲間再興後の名前帳である。旧幕府引継書「諸問屋名前帳」の「竹木炭薪問屋川辺一番組」に照応する名前帳である。原本は綴じが分解状態で丁順が不明とされているが、一丁に一名の記載を原則としているので「諸問屋名前帳」の記載順を参考に配列し直して採録した（右同書三二三頁）。

WL は、安政三年十二月連印帳の名前書きである（右同書三八一頁）。

WH は、旧幕府引継書中の「川辺問屋人数定名前書」から採録した。延享四年十二月の川辺壺番組古問屋及び式番組から五十八番組川辺問屋と板挽木問屋の名前書きである。『東京市史稿』産業篇第十七（東京都、一九七三）に翻刻掲載されている。川辺壺番組古問屋文書にも同様のものがあるが（書き継ぎ記事あり）、原本は分解状態であるとされているため本データベースでは採録を見送った。

WP は、延享四年正月深川材木問屋と川辺問屋との訴訟裁定記録のうちの、深川材木問屋の名前書きである。WH と同じ資料中にある。

（執筆 田中康雄）

## XA～XE（人宿）

XA 江戸拾壱番組問屋判形帳

XB 十一組人宿年行事

XC 十一組人宿年行事

XD 江戸人宿鑑

XE 拾一組人宿

口入れ業の一つである「十一組人宿」の名簿である。冊子と一枚物とがある。

XA は、横小本、半丁七行に罫引きされ、各行の名前には押印がある。丁付けは二五丁。廿五丁末尾行に「文化十三丙子年五月吉日、拾壱組年行事持」の刊記がある。

XB、XC は、木版刷り一枚物で、表裏二面摺りである。XB は横一二折り縦二つ折り、表裏とも六段五一行に区画された界線内に名前を刻す。各段は十一組の組別に割り当てられ、一行目は組名を見出しとしている。裏面の最下段は空白となっている。表題に相当するものはなく、裏面最下段末尾に「元治元甲子年三月改版、隔年改、十一組人宿年行事」の刊記がある。

XC は、同様の体裁で、横八折り縦二つ折り、表面は六段二八行、裏面は六段二九行に界線区画され、表面は右端欄外に四段一行の別枠を設け「肝煎」四名の名前を掲載してある。裏面最下段末尾に「明治辛未年七月改版、隔年改、十一組人宿年行事」の刊記があり、表面右肩には「賣禁」と記載されている。なお、これら二種は六組飛脚屋の名簿 HI、HJ、HK と類似している。

XD は、横小本、丁付けは三十四丁まで。本文は半丁六行に罫引きされ、各行の名前には押印があり、十一組の組別に配列されている。前書きに享保十五年二月八日の人宿組合設置に関する町触を掲げてある。刊記はない（欠丁の可能性もある）。本文には人宿名前に続いて「拾壱組人宿支配名主附」があるが、本データベースでは掲載を省略した。名主名の中に中洲三俣富永町の名主三戸見太郎吉が掲載されていることから、同町が起立した安永四年から取払いとなった寛政元年の間が、いまのところ同書の成立年次推定の手がかりの一つである。なお、本データベースでは東北大学附属図書館所蔵狩野文庫マイクロフィルム版に拠った。

XE は、横小本、丁付けは二十八丁まで、うち廿丁が欠けている。ただし人宿名前の欠落はない。本文は半丁六行に罫引きされ、各行の名前には押印があり、十一組の組別に配列されている。本文には人宿名前に続いて人宿支配名主附があるが、本データベースでは掲載を省略した。裏表紙の裏に「寛政十一己未年六月吉日、版元神田山本町代地越後屋傳左エ門、彫工日本橋通四町日本木伊右エ門」の奥付がある。

（執筆 田中康雄）

## YA～YC（公事宿）

YA 八拾貳軒組百姓宿起立書

YB 三拾軒組旅人宿起立書

YC 小伝馬町馬喰町組旅人宿起立書

YA は、八十二軒組百姓宿、YB は三十軒組旅人宿、YC は小傳馬町馬喰町旅人宿の名前書きである。同じ公事宿であるが、発祥由来が異なり、一般の旅客宿泊を禁止されていたかどうか（旅人宿は可）、所在地域、幕府管轄部局との関係などで差異があった。

いずれも町奉行所へ提出された「起立書」の中に掲載された名前書きである。これら「起立書」は書類焼失したための、町奉行所撰要方の要請に基づいた一連の由緒・起立調査によるものであり、YC は提出年次を欠くが同時期と推定されている（『東京市史稿』産業篇四十八 あとがき）。

三点とも旧幕府引継書の「撰要集」一に綴り込まれている。表紙は三点共通筆跡であるが、内容は各々別の筆跡となっている。差出は各組行事名で押印があり、宛先はない。

東京都『東京市史稿』産業篇第四十八（東京都、二〇〇七）に翻刻収録されている。

（執筆 田中康雄）